

江差町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

(令和5年 3月改訂)

(令和5年 5月改訂)

(令和5年10月改訂)

(令和6年 3月改訂)

(令和7年 3月改訂)

北海道檜山郡江差町

目 次

1 基本的な事項

(1) 江差町の概況	- 1 -
(2) 人口及び産業の推移と動向	- 7 -
(3) 行財政の状況	- 10 -
(4) 地域の持続的発展の基本方針	- 14 -
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	- 15 -
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	- 15 -
(7) 計画期間	- 15 -
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	- 15 -

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	- 15 -
(2) その対策	- 16 -
(3) 計画	- 16 -

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	- 17 -
(2) その対策	- 30 -
(3) 計画	- 34 -
(4) 産業振興促進事項	- 35 -
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 36 -

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	- 36 -
(2) その対策	- 36 -
(3) 計画	- 37 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 37 -

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	- 37 -
(2) その対策	- 39 -
(3) 計画	- 40 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 40 -

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	- 41 -
(2) その対策	- 44 -
(3) 計画	- 45 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 45 -

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	- 46 -
(2) その対策	- 51 -
(3) 計画	- 52 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 52 -
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	- 52 -
(2) その対策	- 53 -
(3) 計画	- 55 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 55 -
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	- 56 -
(2) その対策	- 57 -
(3) 計画	- 58 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 58 -
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	- 58 -
(2) その対策	- 59 -
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	- 59 -
(2) その対策	- 59 -
(3) 計画	- 60 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 60 -
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	- 60 -
(2) その対策	- 61 -
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	- 61 -
(2) その対策	- 61 -
(3) 計画	- 62 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 62 -

1 基本的な事項

(1) 江差町の概況

① 自然・歴史・社会・経済的諸条件の概要

江差町は道南檜山地域の南部に位置し、総面積は 109.48 km²（東西約 10 km、南北約 17 km）で、厚沢部川を境として南と北に 2 分されているが、南部は山岳が多く笹山・元山が町界で分水嶺をなし、山麓は丘陵をなして海岸線に迫っており町域の 4 分の 3 を林野が占めている。

河川は渡島半島の分水嶺から発した厚沢部川、田沢川、豊部内川及び楸川等が主な河川となっているが、厚沢部川流域が農耕地となっているほかは、南部側はわずかに小河川の流域と海岸沿いの段丘地が農耕地として利用されているに過ぎず、その大部分は山林地帯となっている。

気候は、日本海の対馬海流の影響を受け、道内でも温暖な地方である。年平均気温は 10℃前後、年降水量はおおよそ 1,000mm、最深積雪は 66 cm 前後であるが、11 月から 2 月にかけて日本海からの西または北西風が強く、この期間の平均風速は 6～9 m にもなる。

江差町は北海道において極めて古い歴史を有しており、和人の定住は平安後期で、藤原泰衡の一族が 1189 年に上陸したといわれている。かつて、この地を治めていた松前藩は領地での稲作が難しかったため、蝦夷地特産品の交易を中心とした藩政を行い、1678 年には檜山奉行所を設けた。ニシンとヒノキアスナロは藩財政を支え、北前船の交易によって藩の繁栄を確立し、18 世紀中頃のニシン漁最盛期には多くの廻船問屋や土蔵が軒を連ねており、19 世紀中頃には「江差の五月は江戸にもない」といわれる程の経済繁栄をみた。明治期には政治経済の中心地が函館・札幌に移るに伴い、経済の地盤沈下を余儀なくされたが、1900 年（明治 33 年）に一級町村となっている。その後、1955 年（昭和 30 年）に旧泊村と合併し、現在の町域となっている。

主要幹線道路は厚沢部町、北斗市を經由して函館と連絡する国道 227 号と、松前、北斗市を經由して函館と連絡する国道 228 号が本町において接続している。そして、国道 229 号から分岐して旧熊石町（現八雲町）を經由する国道 277 号は八雲町で国道 5 号と接続している。

また、JR 江差線は昭和 11 年に全線開通して以来、函館を結ぶ基幹交通手段であったが、平成 26 年 5 月 11 日に江差・木古内間が廃線となり、現在は、道道江差・木古内間を代替バスが運行している。

江差港は昭和 4 年に港湾の基礎が築かれて以来、水産物の水揚げ基地として、また、離島奥尻島と結ぶ海上基地として、更には、檜山管内から移出される港湾・漁港建設資材の供給に貢献する内貿基地として檜山管内の中心港となっている。

高規格道路函館・江差自動車道の着実な整備促進や、平成 28 年 3 月 26 日に開業した北海道新幹線により、道南中心都市の函館から道央圏、さらには、本州までの間のスピードアップが図られているが、新幹線駅や主要インターチェンジまでの二次交通や道路交通網の高速化など交通ネットワークの整備が大きな課題となっている。

歴史的に商業の町として発展してきた経過もあり、町の産業構造は第 3 次産業のウエイトが高く、平成 27 年の国勢調査では第 3 次産業就業人口比率 73.5%、第 2 次産業 15.1%、第 1 次産業が 10.4%となっている。全産業分野とも厳しい状況下にあり、固有の産業基盤が脆弱なこともあり、人口数がピークであった昭和 40 年に比較して 40%を超える人口減をみたところである。

② 過疎の状況

ア. 過疎の実態とその原因

当町の国勢調査における人口は昭和40年の15,380人をピークに、昭和60年代前半までは5ヶ年毎に概ね3%～4%台での減少傾向が続いた。その後、平成2年では8.1%、平成7年は7.6%、平成12年は3.0%、平成17年度7.6%と一桁台の減少率を維持してきたが、平成22年11.1%と国勢調査始まって以来の二桁台の減少率となっており、実際の人口においてもピーク時の昭和40年から平成27年までに7,132人(46.4%)の人口が減少している。

人口の減少は特に15歳未満が顕著であり、特に0～4歳の年齢別人口は昭和40年には1,374人であったものが平成27年には230人と、83.3%も減少し、少子化傾向を明らかに反映している。平成7年の0～14歳階層と同一世代である平成27年の20～34歳階層では1,885人から955人と49.3%の減少で、地域産業が構造的に弱体なことによる若者の流出が顕著である。

これに加えて、昭和60年以降の旧電電公社・専売公社民営化、旧国鉄の分割民営化による組織縮小、行革による国等の出先機関の統合縮小の動きが人口減少に拍車をかけ、平成2年以降の人口減少率急増の要因の一つとなっている。

イ. これまでの対策と評価

<産業部門>

第1次産業基盤を強化するため、農業部門では中山間地域総合整備事業、湛水防除事業、ほ場整備事業及び農用地開発事業、農業基盤整備促進事業（平成24～25年度は農業体質強化基盤整備促進事業）等の各種農業農村整備事業を導入するとともに、水田農業の体質強化、馬鈴薯、野菜、花卉等の産地化を図るための生産集出荷施設の整備、新規作物の導入や栽培技術普及のための試験畑事業を推進してきたところである。また、立茎アスパラガス、高設栽培イチゴを重点作物とし、高収益作物の作付けを奨励する産地生産力強化総合支援事業と共に、農業経営基盤の効率化・安定化を支援する農業経営基盤安定対策事業（農業機械等導入助成事業・農業共済掛金助成）を実施している。さらに、振興作物を主たる営農作物として就農した新規就農対策として、栽培技術・経営ノウハウ等の向上を目的とした指導体制を確立する新規就農者総合支援対策事業を実施してきたほか、就農後、経営が安定するまで最長5年間、給付金を給付する青年就農給付金事業（経営開始型）を実施し、新規就農者の経営安定化を図ってきた。農協対策としては、農協組織の経営体質強化のため檜山南部5農協の広域合併を皮切りにさらに渡島を含めた広域合併を果たしたところである。

林業部門では、町有林の造林・保育を継続的に実施し、森林のもつ公益的機能、多面的機能の保持に努め、保安林の拡充や治山事業を実施し、山地災害の防止を図った。また、町民の森における継続的な植樹・育樹活動の実施や「げんきの森活動」による木育事業の推進により、森林の大切さや森林づくりに対する意識の向上が図られ、郷土樹種である「ヒバ」の重要性について再認識することができた。

漁業部門では、近年、スケトウダラやスルメイカなどの回遊性魚種の資源減少や来遊不振により漁業経営は以前にも増して厳しい状況にある中で、漁業経営の改善を図るべく、沿岸域におけるアワビ、ナマコ、ヒラメの種苗放流事業の実施や、サケマス増殖事業、ニシン復興対策事業に参画するなど増殖事業による資源維持増大に取り組んできた。また、静穏域を利用したナマコ養殖試験事業に着手するなど新たな技術開発も進めており、町外からも視察に訪れるなど先進事例として注目を浴びている。これら栽培漁業の推進をはじめ、漁港や船揚場など水産基盤施設の整備による漁労環境の改善・流通機能の維持、藻場造

成による良好な水産環境の創出など様々な取組みを通して、漁業経営の安定向上を図っているところである。

第1次産業の生産額は、当町の場合全体の約1割程度であるが、その経営環境の著しい変化に対応すべく基盤安定に努めてきたところであり、農業における農地集約化や漁業における栽培漁業、両者に共通する製品の付加価値事業化、後継者確保に大きな課題を残しながらも、ほ場整備や、荷捌施設等の生産基盤整備を実施してきた。

次に、観光振興については、昭和56年に郷土民芸会館（追分会館）を建設し、江差追分の拠点整備を図りながら、平成2年度の世界追分祭開催を皮切りに外国や国内公演を通じてその普及に努めており、直近では平成31年に江差追分札幌コンサートを開催し「追分のまち」を広く発信しているところである。平成10年には追分会館をリニューアル及び平成30年には多言語化し施設の充実を図った。

令和元年現在、江差追分会は外国支部も含め、149支部、約2,837人の会員数を有し、その普及活動の集大成ともいえる江差追分全国大会は平成24年には第50回の節目を数え、新たな歴史を刻むこととなった。平成9年からは江差追分熟年全国大会及び江差追分少年全国大会も開催されている。

平成2年度にオープンした青少年研修施設「開陽丸」は、平成24年に（一財）民間都市開発推進機構の住民参加型まちづくりファンド拠出金を活用し「えさし海の駅開陽丸」としてリニューアルオープンし、地元特産品の販売を手がける「ぷらっと江差」と連携し、周辺の賑わいの創出に一定程度寄与しているものの更なる機能の充実が必要である。

また、施設の老朽化も顕著であり、これらの計画的な改修も課題となっている。

道の新長期総合計画の戦略プロジェクトの一つである歴史を生かしたまちづくり事業は、骨格となる歴史的街並みの再形成が平成8年度に着手され平成17年度に完成し、事業終了している。

これを受け、いにしえ街道拠点整備の一貫として、かつての郡役所で道内に唯一現存し、道指定文化財でもある「旧檜山爾志郡役所庁舎」も平成11年3月に復元整備事業を完了するとともに、平成13年には旧役場庁舎を「町会所」としてリメイクするなど、新たな観光集客資源の開発と整備を推進してきている。また、平成22年4月に江差山車会館がオープン及び平成30年には多言語化し、観光客の増加に期待しているところである。

さらに、土蔵群を活用した民間による起業が進み、いにしえ街道沿いの商業の集積に繋がっている。

また、当町は多くの観光資源を抱えているが、滞在型観光のための宿泊施設が不足している状態が続いており、根本的な打開策を検討しなければならない。

当町の商業は歴史的に近隣の町をその圏域として発展してきたが、モータリゼーションによる函館圏への消費流出という厳しい条件下にあって、江差中央商店街地区は道道江差停車場線の整備にあわせ近代化事業を終え、下町商店街の近代化事業も歴まち街道整備と軌を一にして推進され、それとともに平成12年に中心市街地活性化基本計画を策定し、今後の事業実施に大きな効果が期待されていたが、平成18年度の中心市街地活性化法の改正により効力がなくなった。平成27年度には商店街まちづくり事業により市街地中心部に位置していた商業ビルの解体が行われ、今後はその跡地を含めた中心市街地の活性化が重要な課題となっている。

この他、平成24年度には江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例を制定し、郊外型大型量販店が進出するなど、町内の雇用拡大に努めている。

また、当町の地域自然条件を生かした再生可能エネルギー資源の活用を図る意味で、平成10年には五厘沢地区に400kW級2基、平成13年には元山地区に750kW級28基、平成23年には水堀地区を中心に2,000kW級10基の風力発電施設の民間及び第3セクターの進出を支援したところである。さらに、

平成 26 年には柳崎地区に 1,100kW 級の太陽光パネル施設、平成 27 年には五厘沢地区に 1,000kW 級の太陽光パネル施設と、新たな再生可能エネルギー資源として遊休農地を活用した、太陽光発電施設の民間事業者の進出を支援したところである。

<生活関連部門>

街路整備事業は昭和 50 年代から豊川町及び南が丘都市計画街路の整備を図ったほか道道江差停車場線が平成 7 年に終了し、平成 16 年には、道道江差木古内線の一部であるいにしえ街道（3・5・8 姥神津花通、3・5・9 中歌姥神通）も完成した。国道から市街地へのアクセスばかりではなく市街地内の交通循環も改善され、特に大規模宅地造成によって開発された南が丘地区の市街地一体化と、運動公園等の新たな土地利用を可能とした。

また港湾整備と連動した下町海岸の埋め立て造成事業は昭和 47 年から実施され、6.9ha の埠頭用地が確保され準工業地区及び工業地区として新たな市街地形成となった。

港湾は、現在、社会資本整備計画により港湾整備事業が進行中であるが、この間マリーナ施設整備により平成元年には国体ヨット大会が開催された。平成 18 年度に新北埠頭を整備し供用開始され、現在は、南埠頭物揚場の整備が進められているが、今後の港湾整備計画の中で全体的再編整備について、検討されている。

教育文化施設は、江差小学校を皮切りに水堀小中学校の改築を経て、平成 8 年度には南が丘小学校の改築を終えた。その他、北海道南西沖地震の被害を受けた朝日小中学校体育館は平成 6 年度に整備を行っている。また、平成 14 年に日明、水堀、朝日中学校 3 校を江差北中学校に統合。平成 19 年度には日明、水堀、朝日小学校を江差北小学校に統合した。

平成 21 年度には、江差小学校耐震化工事を実施し、児童生徒の安全の確保を図っている。

さらに、平成 27 年度には江差中学校の改築を終えたほか、老朽化が進む学校給食施設の移転改築に向け、令和 2 年度から用地測量・地質調査・基本構想の策定に着手している。

平成 2 年度に建設した江差町文化会館は 734 席の大ホールを有し、広域的な文化芸術の鑑賞の場となっているだけでなく、全国レベルの各種大会やコンベンションの開催を可能としたが、年間を通じた利用促進が課題である。

江差町運動公園ではテニスコートの整備に続き野球場が平成 10 年度、多目的広場が平成 14 年度、芝生広場及びサブグラウンドが平成 15 年度に完成した。また、平成 26 年度には初めての大規模改修として野球場の得点板を電光化した。その他、北海道南西沖地震の被害を受けた水堀町民プールは平成 6 年度に屋根付きプールとして、平成 11 年度には温水プールとして改築を行い、利用期間の拡大を行った。

福祉部門では、在宅福祉サービスの拠点施設として平成 3 年度に老人福祉センター、平成 13 年度に在宅型総合福祉施設「まるやま」を建設。平成 30 年 10 月に町立の養護老人ホーム（80 床）を社会福法人が事業を継承し、令和元年度に同施設の用途廃止後、同法人が新たに養護老人ホーム（70 床）を新築移転した。その他には特別養護老人ホーム（130 床）建設時における整備事業補助、介護老人保健施設（80 床）建設時における元利補助事業を行い高齢者福祉施設の充実を図った。また、町内の集会施設等を介護予防拠点施設として整備・位置づけすることで地域での介護予防事業の取組みを推進している。

知的障害者更生施設（定員 40 人）は、民間法人により平成元年度開設したが、同法人の手により平成 8 年に授産施設（定員 40 人）も新たに併設され、町は建設整備資金の一部を助成しながら、檜山南部で唯一の障害者施設の支援を行っている。

平成 10 年 7 月、道立江差病院が移転改築整備され、診療科目の増設、医療機器の高度化、マンパワー

の充実が図られ、198床を持つ地域センター病院として、また檜山南部第2次医療圏の中核施設として供用開始された。地域要望の高い脳神経外科診療所が民間医療法人により平成10年度に道立江差病院に隣接し開設され、町は過疎地域における医療福祉の重要性を鑑み、建設整備資金、ふるさと融資などを活用し支援を実施した。さらに道立江差病院に併設する道立江差高等看護学院が平成10年度に開学するなど過疎地の大幅な医療機能の充実はもとより定住対策を含めた地域振興・活性化が実現したところである。

生活部門では、平成8年度に檜山南部衛生処理組合によるごみ焼却施設の整備を終え、分別収集を開始しているが、リサイクルに関する検討が喫緊の課題である。

また、上水道は、長年未給水地区であった鹹川地区が中山間地域総合整備事業（営農飲雑用水整備）により平成12年度中に整備が終了し供用開始となった。連動した水源確保のための上ノ国ダムが平成14年に完成し、第5次拡張計画が終了した。平成19年度には伏木戸地区も給水が可能になった。これにより令和2年度末での水道普及率は、給水人口7,023人、給水区域内人口7,031人となり、99.9%となっている。

下水道事業は平成5年度から整備を進め、平成15年3月から供用開始となった。令和2年度現在、約130haが事業認可区域となっており、令和2年度策定の第7次江差町公共下水道事業において事業計画の延伸を行い、下水道整備の拡充を図っている。令和2年度末の下水道普及率については、40.2%となっている。

公園整備では、都市公園として「松の岱公園」「えぞだて公園」「茂尻児童公園」「九艘川公園」「江差町運動公園」の整備を実施した他、森林公園として「逆川森林公園」、檜山道立自然公園で江差町のシンボルとなっている「かもめ島」には水洗トイレ、屋外ステージ及び海上遊歩道等の整備が行われた。

町営住宅では、長寿命化計画に基づき老朽化が進む町営住宅の建替事業として、JR江差線廃止による旧JR江差駅跡地を活用した町営住宅「新陣屋団地」3棟の建設を令和元年度に完了し、町営住宅の管理戸数は令和2年度末で92棟431戸となっている。

民放ラジオやテレビの難視聴地域の解消にも努めてきたところ、平成6年度において民放テレビの中継局を南部5町共同で設置したほか、町内におけるテレビ中継局は平成7年度に新栄町地区に、平成11年度に円山地区にそれぞれ設置し、2地区合わせて2,055戸のサービス戸数が確保された。平成23年度からの地上デジタル放送対策については、平成22年度に鹹川デジタルテレビ中継局、中歌団地テレビ共聴設備改修、平成23年度に南が丘無線共聴施設を整備している。

また、町内のブロードバンド環境においては、光ファイバ未整備地区があり住民格差が生じていた。これを是正し、教育や医療、農業などの分野において情報通信技術の活用を実現させるための基盤として、令和2年度に高度無線環境整備推進事業（民設民営一部負担金方式）に着手し、令和4年3月に事業完了となる。これにより光ファイバ整備率（FTTH利用可能世帯率）は100%となる。

防災の面では、平成8年度までに、消防サイレン遠隔吹鳴装置を整備し、平成9年度に北海道総合行政情報ネットワークの端末局を役場庁舎内に設置するなど防災情報の迅速な伝達を図られた。また、平成26年度から消防サイレン遠隔吹鳴装置を含め、消防救急デジタル無線の整備を行っている。

若者定住対策等を含め、町有地の売却促進を目的に平成27年度から未利用町有地等売却促進対策事業を実施している。

このように、急激な人口減少に歯止めをかけるまでには至っていないものの、これらの動きを鈍化させることや、歴史的に第3次産業ウエイトが高い地域柄、都市的行政需要が高く、これに対応すべく施策を展開してきたところである。

ウ. 今後の見通し

厳しい農漁業経営環境に加え、半島地域特有の不利な立地条件のための企業誘致の困難性等、江差町を過疎に追い込んだ諸条件は引き続き社会の大きな底流として続くことが想定される。

また、国や道の出先機関の整理縮小の傾向、函館周辺の大規模店舗進出による消費の管外流出等で、当町のサービス産業も衰退傾向にあり、高齢化の一途をたどる地域社会は、生産及び消費活動の両面において一層活力を喪失していく危険性がある。

江差追分を筆頭にした歴史的伝統文化や自然景勝という優れた資源特性を生かし、観光を主軸に交流人口の増加、観光と連携した周辺産業の活性化や、医療福祉の基盤充実を図り、移住、定住促進施策を講ずるなど都市からの流入人口受け入れの条件整備を行い、過疎地域として、自立し、持続可能な地域社会を築くことが課題となっている。

③ 社会経済的発展の概要

北海道では、圏域を6つに分けて、それぞれの地域で、重点施策展開方針として、主な施策を掲げており、道南地域は、「北海道新幹線を活用した地域づくりの推進と総合的な交通ネットワークの形成」「特色ある地域産業の持続的展開」「産業の創出、育成による地域経済の活性化と雇用の創出」「地域に根差した観光・文化の振興、スポーツによる交流人口の拡大」「快適で安心して暮らせる地域社会の形成」「豊かな自然環境と調和した地域づくりの推進」を重点施策としている。

高速交通ネットワークと情報化の著しい進展により、距離感覚が大きく様変わりしている現在、函館市を中心市として渡島・檜山管内17市町で協定を締結し策定した南北海道定住自立圏共生ビジョンの連携した取組みや、函館市内にある高等教育機関、研究機関等との連携を強めながら、本町の発展の方向づくりを進める必要がある。

また、その施策を進める上での取組みの方向性については、次のとおりである。

ア. 北海道新幹線を活用した地域づくりの推進と総合的な交通ネットワークの形成

- ・北海道新幹線の開業による観光客の定着化を図るための取組みの推進及び人・モノの交流拡大のための交通ネットワークの充実
- ・東北・北関東との交流促進
- ・北海道新幹線駅からの二次交通アクセスの充実

イ. 特色ある地域産業の持続的展開

- ・基幹産業である農林水産物のブランド力の強化と担い手の育成・確保
- ・地域の特色ある農林水産物のブランド力の強化や産業間連携の展開、国内外への販路拡大の推進
- ・ICT等を活用したスマート農業・水産業の推進

ウ. 産業の創出、育成による地域経済の活性化と雇用の創出

- ・産学官金の連携による地域産業の創出、育成
- ・豊富な地域資源や地域特性を活用した食品産業など企業誘致の促進
- ・若者の定住化につながる雇用の創出

エ. 地域に根ざした観光・文化の振興、スポーツによる交流人口の拡大

- ・ 地域固有の歴史・文化など地域資源の活用や広域観光の推進
- ・ 外国人向けの観光メニューづくりと外国人観光客の受入体制の整備
- ・ スポーツ合宿などの誘致の推進

オ. 快適で安心して暮らせる地域社会の形成

- ・ 地域医療と保健・福祉の充実、少子化対策に向けた取組みの推進
- ・ 防災、減災体制の充実・強化
- ・ コンパクトなまちづくりや高齢者など誰もが暮らしやすい環境づくりの推進
- ・ 地域を支える多様な人材の育成・確保、移住・定住の取組みの推進
- ・ 地域の生活と産業を支える高度情報通信網の整備

カ. 豊かな自然環境と調和した地域づくりの推進

- ・ 風力などを利用した再生可能エネルギーの導入促進
- ・ 地域の環境保全対策及び不法投棄防止対策の推進
- ・ 自然公園の適切な管理と利用、野生動植物の適正な保護管理対策の推進

(2) 人口及び産業の推移と動向

当町の人口ピーク時の昭和 40 年と平成 27 年の人口構造の対比は、人口総体では 7,132 人の減少（▲46.3%）であるが、0 歳～14 歳人口が 4,567 人から 818 人と減少率 82.1%と際立っている反面、65 歳以上が 1,008 人から 2,839 人と 181.6%増となっており、少子高齢化が加速的に進行している。

表 1-1 (1) 人口の推移

区分	S35 年度		S40 年度		S45 年度		S50 年度		S55 年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	15,366		15,380	0.1	14,896	▲3.1	14,409	▲3.3	13,930	▲3.3
0歳～14歳	5,343		4,567	▲14.5	4,051	▲11.3	3,818	▲5.8	3,342	▲12.5
15歳～64歳	9,108		9,805	7.7	9,764	▲0.4	9,264	▲5.1	9,044	▲2.4
うち 15 歳～29 歳(a)	3,925		4,134	5.3	3,905	▲5.5	3,252	▲16.7	2,827	▲13.1
65歳以上(b)	915		1,008	10.2	1,081	7.2	1,327	22.8	1,544	16.4
若年者比率(a)/総数	25.5%		26.9%	—	26.2%	—	22.6%	—	20.3%	—
高齢者比率(b)/総数	6.0%		6.6%	—	7.3%	—	9.2%	—	11.1%	—

区分	S60 年度		H02 年度		H07 年度		H12 年度		H17 年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	13,313	▲4.4	12,234	▲8.1	11,301	▲7.6	10,959	▲3.0	10,131	▲7.6
0歳～14歳	2,955	▲11.6	2,390	▲19.1	1,885	▲21.1	1,540	▲18.3	1,285	▲16.6
15歳～64歳	8,682	▲4.0	8,012	▲7.7	7,380	▲7.9	7,028	▲4.8	6,617	▲5.8
うち 15歳～29歳(a)	2,375	▲16.0	1,969	▲17.1	1,862	▲5.4	1,806	▲3.0	1,352	▲25.1
65歳以上(b)	1,676	8.5	1,830	9.2	2,036	11.3	2,391	17.4	2,679	12.0
若年者比率(a)/総数	17.8%	—	16.1%	—	16.5%	—	16.5%	—	13.3%	—
高齢者比率(b)/総数	12.6%	—	15.0%	—	18.0%	—	21.8%	—	26.4%	—

区分	H22 年度		H27 年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	9,004	▲11.1	8,248	▲8.3
0歳～14歳	1,041	▲18.9	818	▲21.4
15歳～64歳	5,221	▲21.0	4,589	▲12.1
うち 15歳～29歳(a)	943	▲30.2	1,225	1.3
65歳以上(b)	2,742	2.3	2,839	1.1
若年者比率(a)/総数	10.4%	—	14.9%	—
高齢者比率(b)/総数	30.4%	—	34.4%	—

(国勢調査)

表 1-1 (2) 人口の見通し

	R02 年	R07 年	R12 年	R17 年	R22 年	R27 年	R32 年	R37 年	R42 年
H25.3 推計(人)	7,375	6,626	5,910	5,229	4,590	3,998	3,467	2,978	2,534
R1.6 推計(人)	7,375	6,564	5,786	5,051	4,357	3,716	3,149	2,648	2,208

(第 2 期江差町人口ビジョン)

産業別人口は、従事者人口が昭和 45 年の 6,623 人から平成 27 年の 3,852 人と約 4 割程度の就業者数が減少した。産業構造においては、第 1 次産業就業人口の構成比率が昭和 35 年の 40.4%から平成 27 年の 10.4%まで比較して 30 ポイントの大幅な減少であるが、第 2 次産業人口比率についても概ね 15%前後と減少してきている。第 3 次産業については、平成 27 年度の構成比が 73.5%となっている。特に、サービス業、卸・小売・飲食業、公務の比率が高く、このことが当町を檜山の商業集積の町として性格づけてきたが、平成 24 年商業統計では商店数は 136 店でピーク時、昭和 49 年 247 店から約 5 割弱の減少、従業者数も 664 人、ピーク時の昭和 57 年の 1,134 人と比較すると 41.4%減となっており、景気動向や人口減少の影響を受けやすい構造となっている。

表 1 - 1 (3) 産業別人口の動向

区分	S35 年度		S40 年度		S45 年度		S50 年度		S55 年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	6,321		6,345	0.4	6,623	4.4	6,181	▲6.7	6,214	0.5
第 1 次産業 就業人口比率	40.4%		31.2%	—	24.9%	—	19.5%	—	16.2%	—
第 2 次産業 就業人口比率	17.2%		21.6%	—	21.6%	—	21.3%	—	21.7%	—
第 3 次産業 就業人口比率	42.8%		47.2%	—	53.5%	—	59.2%	—	61.8%	—

区分	S60 年度		H02 年度		H07 年度		H12 年度		H17 年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	5,996	▲3.5	5,709	▲4.8	5,605	▲1.8	5,337	▲4.8	4,577	▲14.2
第 1 次産業 就業人口比率	14.4%	—	12.0%	—	9.9%	—	7.8%	—	8.7%	—
第 2 次産業 就業人口比率	19.2%	—	22.4%	—	22.6%	—	23.0%	—	18.8%	—
第 3 次産業 就業人口比率	66.4%	—	65.6%	—	67.5%	—	69.1%	—	72.5%	—

区分	H22 年度		H27 年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	3,918	▲14.4	3,852	▲16.8
第 1 次産業 就業人口比率	9.7%	—	10.4%	—
第 2 次産業 就業人口比率	16.1%	—	15.1%	—
第 3 次産業 就業人口比率	74.1%	—	73.5%	—

(国勢調査)

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

当町の令和3年4月1日現在の職員数は102人であるが町財政の状況から採用数を抑制し行政のスリム化に努めている。昭和48年に土地開発公社を設立し、柳崎地区、南が丘地区及び尾山地区で宅地造成事業を行ったほか昭和62年には一般財団法人開陽丸青少年センターの設立（開陽丸青少年センターの運営）、平成2年には管内10町の出資で第3セクター檜山観光物産振興公社を設立して特産品の販売を行っていたが、平成21年に販売不振による売上が減少し、檜山観光物産振興公社は廃止された。

広域行政については昭和39年に檜山青年の家組合、昭和46年に檜山地区広域圏振興協議会、昭和49年には檜山広域消防組合等の一部事務組合をそれぞれ檜山管内10町で発足し、平成2年にはこれらを発展的に複合事務組合としての檜山広域行政組合として再発足させたが、熊石町、八雲町の合併や、大成町、瀬棚町、北檜山町の合併により、構成町は7町となった。また、平成16年には、南檜山地域4町による法定の合併協議会による合併の議論を実施したが、合意に至らず、協議会は解散された。

また、ごみとし尿の共同処理は昭和44年に南部5町（江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・熊石町）で設立した南部檜山衛生処理組合において、給食については上ノ国町、厚沢部町との3町による学校給食組合（昭和45年設立）において行っていたが、厚沢部町が平成29年4月から脱退した。

過疎地域以外の各種振興法による地域指定については、昭和61年に半島振興対策実施区域に指定されている。

② 財政の状況

令和元年度の歳入総額は5,817,855千円、経常一般財源は3,250,000千円で歳入総額に占める割合は55.9%である。一般財源のうち地方税は828,627千円（歳入構成比14.2%）、地方交付税は2,380,920千円（同42.3%）である。地方債は323,733千円（同5.6%）となっている。

歳出総額は5,648,055千円であるが、義務的経費は2,151,969千円（歳出構成比40.9%）と高く、経常収支比率は93.4%と極めて弾力性の低い歳出構造となっている。地方債現在高は5,741,305千円となっており、財政健全化の取組みにより平成12年度のピーク時の49.5%まで減少しているものの、依然、標準財政規模の3,337,249千円の1.7倍超と高い水準となっている。残高の減少とともに償還額も減少しているものの、歳出に占める公債費の割合は類似団体と比較しても高く、財政圧迫の要因となっている。

平成20年度決算で、実質公債費比率が28.6%と早期健全化基準を上回り、財政健全化団体となった。このため、財政健全化計画（平成21～22年度）を策定し、繰り上げ償還の実施や起債の抑制などの取組みを進めた結果、平成22年度決算において実質公債費比率は24.3%となり、財政健全化団体から脱却した。令和元年度決算においては、実質公債費比率は16.5%となり財政健全化への取組みを進めているものの、全国及び全道の水準からみると依然として高い水準となっている。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	H12 年度	H17 年度	H22 年度	H27 年度	R 元年度
歳入総額 A	7,767,896	5,495,953	5,446,671	5,769,499	5,817,855
一般財源	4,083,794	3,668,076	3,833,241	3,623,110	3,439,391
国庫支出金	289,283	390,460	501,194	534,210	524,238
都道府県支出金	1,494,716	368,696	307,900	315,848	335,390
地方債	939,900	408,100	326,171	469,839	787,307
(うち過疎対策事業債)	(345,800)	(19,100)	(7,200)	(155,600)	(465,000)
その他	960,203	660,621	478,165	826,492	731,529
歳出総額 B	7,712,471	5,383,813	5,048,298	5,424,508	5,648,055
義務的経費	2,700,382	2,751,987	2,567,112	2,231,703	2,151,969
投資的経費	2,434,914	492,535	326,246	391,112	847,521
(うち普通建設事業)	(2,420,961)	(491,275)	(297,841)	(391,112)	(847,521)
その他	2,577,175	2,139,291	2,154,940	2,801,693	2,648,565
(過疎対策事業費)	(480,024)	(692,123)	(226,340)	(226,340)	(357,312)
歳入歳出差引額 C(A-B)	55,425	112,140	398,373	344,991	169,800
翌年度へ繰越べき財源 D	445	13,753	10,428	27,265	34,791
実質収支 C-D	54,980	98,387	387,945	317,726	135,009
財政力指数	0.29	0.31	0.26	0.28	0.28
公債費負担比率	24.6	26.8	24.4	17.3	15.9
実質公債費比率	—	—	24.3	14.2	16.5
起債制限比率	15.8	15.6	—	—	—
経常収支比率	89.4	92.1	83.6	88.5	93.4
将来負担比率	—	—	162.7	78.6	58.9
地方債現在高	11,602,910	10,582,128	7,468,892	6,289,172	5,741,305

③ 施設整備水準の現況と動向

ア. 交通通信施設

当町の基幹道路の国道 227 号線及び 228 号線、柳崎町から五厘沢町までの一部 229 号線、道道 4 路線は全線改良舗装済である。

海岸部の国道の越波対策・視界改良が必要な箇所があるほか、歴まち街路事業に平行する 1.1km 区間のグレードアップによりゾーン内部道路との一体的整備が望まれる。また、道道については、江差中心部を通る町道と交わる十字路の交通渋滞(新地地区)や大雨の際、道路排水が溢れ、周辺住宅等が冠水する被害等が発生している(小黒部地区)ため、抜本的な対策が必要である。

町道は 304 路線、実延長 168.8km での改良率は 37.2%で舗装率も 39.2%と低い状況にあるが、ほ場整備内の町道未舗装によるところが大きい。

特に市街地町道の多くは整備後の年数も長く経過していることから改良舗装の必要性が高い部分が多く、適正な維持管理に努めていかなければならない。

農林道は、令和元年度末の町農道延長は 5,390m、林道は 5,615mとなっている。半島振興計画による代行事業で元山基幹農道の整備が平成 14 年度で終了した。

イ. 生活環境施設

上水道の普及率は 99.9%であるが、小黒部地域が厚沢部町から給水を受けているほか、五厘沢水源の地下水確保により北部の渇水時における水事情は改善された。平成 19 年には、未給水地区であった伏木戸地域も給水された。今後は、老朽化した水道管の布設替えが課題となっている。

下水道は、平成 13 年度の認可変更により 130ha が事業認可区域となり、平成 15 年に供用開始がされた。令和 2 年度現在の供用面積は約 107ha となっている。終末処理場については、上ノ国町との共同処理施設として平成 14 年度末までに完成し共同で維持管理を行いながら供用している。今後は下水道未接続世帯の加入促進に取組み、また、終末処理場については、江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築等を行ないながら下水道の適切な維持管理に努める必要がある。

ごみ焼却施設が完成したことにより、南部檜山衛生処理組合での分別収集が平成 8 年より開始されたが、最終処分場の受入能力について、残余容量が少なくなっていることからリサイクルを一層促進して資源活用とごみ減量化を図らなければならない。

町営住宅は、老朽化した円山第 3 団地の建替事業として、平成 29 年度から令和元年度の 3 箇年計画で新陣屋団地 3 棟 12 戸を整備し、令和 2 年度末の町営住宅管理戸数は、92 棟 431 戸となっている。

しかし、人口減少と高齢化が進行していることに鑑み、適切な管理戸数の見直しや既存住宅の老朽化が進んでいることから、公営住宅長寿化計画に基づく長寿化型改善の必要性が高まってきている。

ウ. 福祉・医療・保健施設

保育所については、定員割れや施設老朽化により、平成 20 年に 3 保育所（とよかわ、かしわぎ、五勝手）を 1 か所に統合し「かもめ保育園」を新設した。これにより、町内の常設保育所は 5 園から 3 園体制となったことや令和元年度末に町立幼稚園の廃園、令和 2 年度より私立幼稚園が幼保連携型認定こども園として運営された。幼稚園（幼保連携型認定こども園）、保育所、子育て支援センター、学童保育等の子育て支援施策を実施しているが、少子化傾向に歯止めをかけるためにも、子育て世帯への経済支援、老朽化及び少子化に伴う北部保育所の在り方や子ども・子育てを地域全体で支援できる体制づくりが課題となっている。

高齢者福祉施設は、町立養護老人ホーム（80 床）を用途廃止し、令和元年 12 月より社会福祉法人の養護老人ホーム（70 床）が事業開始された。その他に町内では社会福祉法人の特別養護老人ホーム（130 床）、社会福祉法人のケアハウス（20 床）医療法人社団の介護老人保健施設（80 床）、有限会社のグループホーム（27 床）、有限会社の有料老人ホーム（12 床）があり、高齢化を反映して入所希望者は多い。また、平成 4 年には老人福祉センターを整備し、平成 13 年には、在宅型総合福祉施設「まるやま」を開設し、高齢者の在宅福祉の向上に努めている。

障害者福祉施設は平成元年に社会福祉法人による知的障がい者の更生施設（40 人）が整備されているが、平成 8 年には通所授産施設（40 人）も併設された。平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、制度や名称の大きな改正があり、令和 2 年度には町内に 21 の知的障がい者のグループホームが整備されている。現在 290 名の利用者が就労支援や生活介護の日中活動の事業所に通所している。

また、令和 3 年より、障害者支援施設（旧法知的障害者更生施設）などが、豊川町（旧江差南高校）に移転され、障がい者の支援・機能充実が図られている。

町内の医療施設は病院 2、診療所 5、歯科は 4 診療所があり（病床数 262 床）（令和 2 年度北海道保健年報より）、特に道立江差病院は南檜山医療圏のセンター病院として大きな役割を果たしている。

ベッド数 198 床、神経精神科他 15 診療科目を有する道立江差病院が平成 10 年に、併設する道立江差高等看護学院の開学とともにセンター病院として供用開始され、檜山南部第 2 次医療圏の中核施設として位置づけられているところである。平成 19 年 1 月から中止されていた分娩が平成 26 年 3 月から条件付きで再開されたが、産婦人科医の常勤が困難になり令和 2 年度から再度分娩が中止となった。

令和元年度には、2 次医療圏全体で将来に渡り持続可能な医療提供体制の構築に向けて取り組んでいくための行動方針を策定し、令和 2 年度には 2 次医療圏構成町及び町内医療機関で「地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワーク」を設立した。今後、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、持続可能な医療提供体制の構築に向けた取組みを推進していく。

また、道立江差病院に未設置の脳神経外科の診療所が隣接して平成 10 年度に民間医療法人によって整備された。平成 21 年度からは、地域間の連携のもと、脳疾患救急搬送特別支援事業を実施、脳卒中等の脳疾患の救急受入体制を確保している。さらに平成 27 年度 2 月からは道南ドクターヘリが運行を開始し、救急医療体制が整備された。

檜山管内 7 町で構成される檜山広域行政組合江差消防署として、昭和 63 年に現在の消防庁舎へ改築整備を終え、職員総数 21 名で消防業務を推進している。

老朽化した各分団庁舎や消防車両の更新、消火栓・防火水槽の更新や近年の気密・高性能建物に対応した消防力の整備が課題である。

特に、年々増加している救急事案に対しては平成 27 年度と令和 3 年度に、保有している 2 台の救急車をそれぞれ更新し、多種多様化する救急事案に対応している。

エ. 教育文化施設

学校施設は、児童生徒数の減少により、平成 14 年度に北部 3 中学校（水堀、日明、朝日）を江差北中学校として 1 校統合し、同じく平成 19 年度には、老朽化が進む北部地域の日明小学校と朝日小学校を水堀小学校とあわせて江差北小学校として統合した。現在、学校施設は私立幼稚園（幼保連携型認定こども園）1 園、町立小学校 3 校、町立中学校 2 校、道立高等学校 1 校となっている。江差中学校は、平成 26 年度に校舎と体育館の改築整備、平成 27 年度にグラウンド整備を終えた。道立江差南高等学校は平成 18 年に廃止され道立江差高等学校に統合された。

学校給食施設は、現在、江差町と上ノ国町の 2 町で学校給食センターを運営しているが、昭和 46 年 3 月に建設されて以来 50 年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の移転改築に向け令和 2 年度から用地測量・地質調査・基本構想の策定等に着手している。

平成 2 年に建設された江差町文化会館は大ホール（734 席）と小ホール、図書館をもち、特に大ホールは近隣町民も含めた文化芸能の鑑賞機会を高めることに効果を発揮している。

スポーツ施設はプロ野球公式戦が可能な野球場をはじめ、日本陸上競技連盟 4 種公認の競技場と全天候型コート 4 面のテニスコートなどからなる運動公園が平成 15 年度に完成し、平成 26 年度には初めての大規模改修として野球場の得点板を電光化した。また、全国規模の大会が開催可能なマリナー施設や水堀町民プールの整備を終えており、町民の運動機会確保とともに合宿や大会の誘致も見据えたスポーツ施設の環境整備を図ってきた。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	S55 年度	H02 年度	H12 年度	H22 年度	R 元年度
市町村道(km)	166.2	165.1	171.8	168.6	168.8
改良率(%)	25.8	19.8	35.1	37.2	37.2
舗装率(%)	23.4	27.6	36.9	39.1	39.2
農道 延長(m)	—	—	—	10,753	—
耕地1ha 当たり農道延長(m)	32.8	35.2	4.1	—	—
林道 延長(m)	—	—	—	5,615	5,615
林野1ha 当たり林道延長(m)	10.5	8.6	3.4	—	1.2
水道普及率(%)	99.8	99.6	99.9	99.9	99.9
水洗化率(%)	—	—	—	—	57.5
人口千人当たり病院診療所の病床数	24.5	29.6	30.0	30.9	33.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

北海道過疎地域持続的発展の方針では「過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮し、今後の過疎地域の暮らしを持続的に発展していくためには、これまでの過疎対策の継続はもとより、北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合性を図り、地域資源の持続可能な形で活用しながら基幹産業の整備や生活環境の基盤整備をはじめ、身近な生活交通の確保、集落の維持・活性化対策、人材育成・確保への支援など様々な支援策を推進するほか、新型コロナウイルス感染症対策の長期化と、それに伴う価値観などの変化に伴い、広域分散の地域構造や「疎」「寒さ」といった特性を強みに転換するなど、「新北海道スタイル」の実践のもと、「北海道 Society5.0」の実現に向けた未来技術を活用した取組み、SDGs 達成に向けた取組み、地域経済の好循環への取組みや担い手・働く場所の確保など、新たな過疎対策の視点も加え、行政・地域コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体の協働・連携により展開し、安全・安心な暮らしの確保と持続可能な地域づくりを進めます。」となっている。

これを踏まえ、当町の持続的発展の基本方針としては、第6次江差町総合計画の基本構想との整合性を視野に、第2期江差町人口ビジョンや第2期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略、さらには各種個別計画との連動を意識し、地域住民が、安全で、安心を実感できる暮らしと、豊富な地域資源の有効的な活用による雇用の創出や産業振興を図り、その担い手として若者や高齢者、女性など様々な年齢層及び行政、各町内会等のコミュニティ、地元企業等の多様な実施主体の連携、協働により、過疎地域における豊かで个性的な地域として、持続発展可能な地域社会の創造を目指していくことを基本方針とする。

その中でも、江差町としての重点方針としては、「誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとのまちづくりエエ町、江差。」を目指すまちの姿として「経済基盤を持続させる産業の振興」「あたたかなつながりのある地域・ひとづくり」「住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり」「住民とともにあり続ける行政運営」の4つを基本目標としている。観光を基軸とした交流人口の拡大による一次産業の振興を図り、就業や雇用の機会を確保することや、住み慣れた地域で生涯いきいきと暮らしていくための地域共生のまちの形成、また、誰もが安心して暮らせるために住宅や道路、公共施設の維持・整備、防災対策を強化していくことにより住み続けたいと思えるようなまちを形成していく。これらを含めた持続的なまちを形成していくために、行政運営への住民の参加や公民連携の視点は不可欠であることから、住民とともに取組み、持続的に運営していくための協働・共創のまちづくりに取り組んでいく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

【人口目標】

第2期江差町人口ビジョンにおいて、令和7年度総人口目標を7,342人とし、高齢化率は37.7%を目標としていることから、本計画においても同様の目標とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

事業完了の翌年度に江差町総合計画等検証委員会等による外部評価を実施する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

江差町の人口は、今後減少が続くことが予測され、これまで需要の増大に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となるなか、財政環境の厳しさが続いていることも踏まえ、人口減少に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっている。

このことから、公共施設等の全体像を明らかにし、様々な社会情勢を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に江差町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定した。

この総合管理計画で定める公共施設等の整備や維持・管理についての基本方針と整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

当町の人口移動は、都市部である札幌市・函館市との間での転出入が多く、若者世代の流出により、様々な分野において担い手が不足しており、産業構造にも影響を与えている。なかでも2次産業や卸売小売業の就労者が顕著に減少しているため、地域経済の発展にも影響があると考えられる。町外からの担い手などの移住者を呼び込むために、地域おこし協力隊制度を活用してこれまで7人の協力隊員を採用し、まちの観光振興やマリンスポーツの推進、江差町の新たな特産品の開発などに取組み、退任後も当町に定住し様々な分野で活躍している。

広域的な分野では、同名自治体連携事業として町名の読み方が同じ「宗谷管内枝幸町」と協同で都市部にて物販を実施し、特産品等のPR・発信することや、両町のスポーツ少年団によるスポーツ交流による交流人口や関係人口の増加を図っている。

また、新型コロナウイルス禍においては、感染拡大予防策として会社への出勤が制限される中、テレワークやサテライトオフィスなど働き方が多様化している。特に地方を訪れ休暇を兼ねて仕事を行うワーケーション（ワーク＋バケーション）が着目されており、北海道が持ち合わせる自然文化と触れ合うことは、心身のリフレッシュや新たな発想に繋がることから、首都圏企業のニーズが高いとされている。

こうした傾向を踏まえ、本町は令和2年5月に北海道が主催する「北海道型ワーケーション事業」へ参画。全道で36市町村が参画しており、広域的な取組みとして本町は函館市及び今金町と道南グループと

して周遊モデルプランを策定。専用ポータルサイトにて誘致宣伝活動を実施している。

令和3年度も継続して本事業に参画することとし、かもめ島を中心とした自然環境や歴史文化とワーク環境を混じ合わせた江差町独自のワーケーションプランの策定を推進することで、新型コロナウイルス禍に対応した関係・交流人口の獲得に繋げていく。

(2) その対策

- ・地域おこし協力隊の採用
- ・移住体験住宅を活用した体験型メニュー作成
- ・同名自治体連携事業による関係人口・交流人口の創出
- ・ワーケーションに伴うテレワーク環境の整備

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	実施主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	北海道型ワーケーション事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	子育て世帯マイホーム取得助成事業 【事業内容】 ・住宅を取得した子育て世帯に対し助成金を交付し、定住の促進及び地域経済の活性化を図る。 【必要性】 ・地域活力維持のため人材の定着化・定住を推進し、町の活性化を図るため。 【効果】 ・転出者の抑制などの定住促進効果による住みやすいまちづくりの推進と町内業者を活用した助成制度による地域経済の活性化が図られる。	町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林業

2015年農林業センサスによれば、平成27年の江差町の農家戸数は108戸、農業就業人口は201人で、昭和50年と比較して戸数・就業人口ともに大幅に減少している。農家戸数の減少は、兼業農家数の減少を反映しており、専業農家戸数は73戸と平成12年に比べると9戸増加した。

経営面積は780haで昭和60年のピーク時1,013haと比較すると、233haの減となっており、田・畑ともに減少している。一戸あたりの面積では2.6haから7.2haと2.8倍に増加し、担い手への農用地の集積化が図られている一方で、担い手不足の急激な進行による農地の大量供給実態が顕著に現れている。

経営耕地面積別農家数で見ると、10ha未満の小規模農家数の大幅な減少傾向と10ha以上の大規模農家数の横ばいの傾向であり、高齢化や後継者不足、耕地の集約化に伴う小規模農家の離農の状況がみられる。農業従事者を見ると、総数201人の内約8割の155人が60歳以上である一方、主力となるべき30歳未満の従事者が2人、40歳未満の従事者が14名と極めて少なく、担い手確保・育成が深刻な課題となっている。

現在、地域農業を取り巻く環境は、安心・安全を求める消費者意識、国策としての農地中間管理事業の推進（担い手への農地集約化）、国内産地間競争と環太平洋パートナーシップ（TPP）協定等による国際競争への対抗、農業者の高齢化と担い手不足、低い農業生産額などの諸課題に直面しているほか、町内北部のほ場は、昭和50年代から行われた道営ほ場整備事業・かんがい排水事業にて整備された30R区画を標準としたほ場が作業効率を妨げており、用水路の老朽化による漏水や排水路の切深不足による排水機能障害などの問題が生じている。これらの諸課題に対して、施設等保全高度化事業（道営事業）において、ほ場の大区画化や排水改良等の農地や農業水利施設を機動的かつ効率的に整備を行い、あわせて担い手への農地を集積することによって大型機械による作業効率の向上や生産性の向上を図り、生産効率の高い競争力のある農業経営の確立を目指す。また、地域農業の「未来の設計図」となる人・農地プランを基礎とした町内農業関係者の話し合いを通じ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう持続可能な営農環境と生活環境を整備して、安全で安心な食の提供と将来にわたり活力のある農業農村づくりを推進していかなければならない。

また、経営所得安定対策の対応についても、農業振興の課題解決に向けた施策と連携し、地域の産業振興となる取組みを推進していく必要がある。

林業については、森林面積が町総面積の約72%にあたる7,830ha（令和元年度北海道林業統計）で、そのうち国有林3,040ha（約39%）、一般民有林4,790ha（約61%）で、一般民有林のうち町有林は1,059ha（約22%）である。

森林蓄積は1,364千m³で国有林530千m³、民有林834千m³である。

一般民有林の内、スギ、トドマツを主体とした人工林面積は2,044haであり人工林率は約43%であるが50年生以下が全体の約51%を占め（1,043ha）ている。また、江差町町民の森では、平成9年から町木であるヒノキアスナロを植栽（現在約1万本）しており、植栽を継続的に実施するとともに、今後適正な保育を実施していくことが重要な課題である。

【農家戸数及び農家人口の推移】

区分	S50年	S55年	S60年	H02年	H07年	H12年	H17年	H22年	H27年
農家世帯数(人)	2,403	1,994	1,647	1,263	790	846	591	375	288
農業就業(人)	826	683	600	492	356	283	281	206	201
農家戸数(戸)	524	462	392	321	221	185	184	152	108
専業	47	84	51	52	46	64	64	65	73
第1種兼業	225	161	130	81	72	43	43	27	16
第2種兼業	252	217	211	188	103	77	77	39	19
経営面積(ha)	967	964	1,013	907	866	927	971	1,011	780
田	787	806	800	728	734	807	807	707	626
畑	179	157	213	176	132	164	164	215	150
樹園	1	1	—	3	—	—	—	—	4
1戸当り耕地面積(ha)	1.8	2	2.6	2.8	3.9	5	5.1	6.7	7.2

(農林業センサス)

【経営耕地面積別農家数】

区分	経営耕地面積(ha)								
	0.1~0.3	0.3~1	1~3	3~5	5~7.5	7.5~10	10~15	15~20	20.0~
S55年	81	100	153	86	36	5	1		
S60年	69	82	109	63	44	14	10	1	
H02年	71	55	79	52	11	11	14	1	
H07年	19	35	61	38	30	16	19	3	
H12年	2	32	47	33	31	12	19	6	3
H17年	1	47	48	27		33		22	6
H22年	2	27	29	21		24		21	9
H27年	1	20	23	17		27		14	6

(農林業センサス)

【年齢層別農業就業人口】(平成27年現在)

区分	~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
人数(人)	2	12	14	18	60	95	201
比率(%)	1.0	6.0	7.0	9.0	29.9	47.1	100.0

(農林業センサス)

【生産量と生産額の推移】

(生産単位額：百万円)

区分	S40 年度			S50 年度			S60 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	759	3,000	313	794	3,720	972	642	3,170	909
雑穀・豆類	57	56	6	35	47	14	101	176	66
いも類	138	2,570	18	59	920	35	107	2,180	102
野菜類	—	—	44	—	—	74	—	—	170
その他	—	—	63	—	—	364	—	—	169
合計	990	5,626	444	888	4,687	1,459	850	5,526	1,416

区分	H02 年度			H07 年度			H14 年		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	587	2,980	752	618	2,880	720	377	1,830	350
雑穀・豆類	130	217	57	70	92	29	185	250	80
いも類	10	260	120	130	3,070	209	172	5,850	370
野菜類	—	—	136	—	—	228	—	—	110
その他	—	—	125	—	—	82	—	—	70
合計	727	3,457	1,190	818	6,042	1,268	734	7,930	980

区分	H17 年度			H19 年度			H21 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	305	1,590	280	280	1,130	154	266	1,260	190
雑穀・豆類	237	431	120	85	225	37	144	119	23
いも類	80	2,510	150	109	1,913	111	43	923	144
野菜類	—	—	120	—	—	106	—	—	148
その他	—	—	30	—	—	84	—	—	68
合計	622	4,531	700	474	3,268	492	453	2,302	573

区分	H22 年度			H23 年度			H24 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	287	1,300	非公表	274	1,400	非公表	260	1,380	非公表
雑穀・豆類	55	95	非公表	114	160	非公表	103	158	非公表
いも類	100	2,320	非公表	90	2,180	非公表	101	2,500	非公表
野菜類	—	—	非公表	54	523	非公表	64	706	非公表
その他	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
合計	442	3,715	—	532	4,263	—	528	4,744	—

区分	H25 年度			H26 年度			H27 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	270	1,430	非公表	264	1,400	非公表	266	1,280	非公表
雑穀・豆类	96	162	非公表	115	155	非公表	139	290	非公表
いも類	90	2,030	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
野菜類	62	663	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
その他	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
合計	518	4,285	—	379	1,555	—	405	1,570	—

区分	H28 年度			H29 年度			H30 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	239	1,220	非公表	239	1,220	非公表	247	1,170	非公表
雑穀・豆类	152	269	非公表	157	290	非公表	149	91	非公表
いも類	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
野菜類	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
その他	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
合計	391	1,489	—	396	1,510	—	396	1,261	—

区分	R 元年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	248	1,300	非公表
雑穀・豆类	182	480	非公表
いも類	—	—	非公表
野菜類	—	—	非公表
その他	—	—	非公表
合計	430	1,780	—

(北海道農林水産統計年報)

林業情勢においては、森林所有者の経営意欲の減退、高齢化などにより、適切な森林整備が行われていない人工林が増加傾向にあるため、今後は森林環境譲与税を活用しながら、私有林の森林整備を推進する必要があり、そのためには、森林の適正管理に向け、檜山南部森林組合をはじめとする林業事業体の体質強化・支援が必要な状況となっている。

また、植樹・育樹活動の継続的な取組みや森林環境教育の充実を図り、町内における「木育」を推進するとともに、町民の森、柳崎生活環境保全林の適切な管理に努める必要がある。

【所有形態別森林面積等】(令和元年)

区分	総数	国有林	一般民有林
森林面積(ha)	7,830	3,040	4,790
森林蓄積(m ³)	1,364	530	834

(北海道林業統計)

② 水産業

江差町における漁業従事者数は、昭和 55 年には 233 名であったが、平成 12 年には 134 名まで減少した。その後緩やかに増加し、平成 20 年 170 名まで増加したものの、その後減少傾向をたどり平成 30 年現在では 95 名となっている。平成 30 年の漁業従事者年齢構成では、50 歳以上が 75%、50 歳未満が 25% となり、平成 25 年の 50 歳以上 64%、50 歳未満 36%と比較しても、漁業従事者の高齢化が目立ってきている。一方、漁業経営体数は昭和 55 年に 139 経営体であったが、平成 30 年には 60 経営体と 57%の減少となっている。また、経営体階層では約 7 割が 5t 未満船であり、担い手の減少、経営規模の縮小による漁村の活力低下が危惧される現状にある。

平成 30 年における漁業生産高（属地）は 860 t、約 5 億円となっている。江差地域における 1 経営体当たりには換算すると漁業生産高は約 960 万円である。当町の主要な漁業は、いか釣り漁業とすけとうだら延縄漁業の 2 つであったが、平成 20 年には生産量で 60%、金額では 41%を占め資源の著しい減少により総漁獲可能量（TAC）も削減され、すけとうだら延縄漁業については、現在、ひやま漁業協同組合本所のある乙部町に集約され、水揚げされている。また、いか釣り漁業については総漁獲可能量削減に伴い、すけとうだら延縄漁業からいか釣り漁業への専門化を図り、操業形態も変えてきているものの、沿岸来遊量や魚価の変動に影響されやすく、近年は全国的な来遊不振の影響を受けている。これら漁船漁業の振興も課題であるが、回遊性魚種は産卵海域が限られていることや、広範囲を回遊するため一地域での漁獲管理のみでは資源回復が難しいこともあり、栽培漁業・養殖業の重要性が増している。近年、檜山管内でも静穏域を活用したサケマス類の海面養殖試験が実施されており、養殖業に関する評価や関心が高まっている。

江差海域においては、藻場造成による良好な水産環境の創出や、漁場整備による魚礁の設置、栽培漁業の推進による安定した生産基盤の確立を目指してきたが、従事者の高齢化が進んでいる現状において、次世代の担い手にとっても魅力ある前浜資源づくりとその利用策が課題となっている。特に、アオヤギとして知られ高値で取引されていたエゾバカガイは、平成 7 年、8 年の最盛期には 60 隻が従事し生産額 1 億円を超えるに至ったが、資源が激減しており、平成 24 年以降は休漁措置を講じている。

ナマコについては、近年、好調な中国景気に支えられ単価の高騰が続いていることから、江差町では高品質のナマコを安定供給するべく、種苗生産・放流による増殖事業に加え、令和 2 年 4 月には、檜山海参（ヒヤマハイシェン）Hiyama Haishen として特定農林水産物等（日本地理的表示 GI）に登録され、ブランド化を図るなど注目されているところである。

地域漁業の中核である漁業協同組合については、平成 7 年に広域合併により「ひやま漁業協同組合」に再編され、管内一丸となって経営健全化に努めてきたところであるが、担い手の減少や水揚げの減少などにより厳しい経営を余儀なくされている。水産業の発展と漁村を中心とした地域振興の推進には、旗振り役としての漁協の指導力が必要不可欠であることから、組織体制の維持・強化が求められるところである。

水産基盤施設については、流通拠点である江差港（地方港湾）、江差追分漁港泊地区及び五勝手地区において漁獲物の陸揚げが行われている。拠点港である江差港については、社会資本整備長期計画での新埠頭完成後における港湾機能の再編検討が重要な課題となっており、活魚集荷による付加価値向上策や、観光との連携や地場消費拡大など、独白色を出した流通・販売体制も求められる。

江差追分漁港（泊地区・五勝手地区）については、港内への土砂流入による埋塞や施設の老朽化による機能低下が見受けられることから、平成 28 年度より漁港整備事業（予防保全・機能強化）により江差追分漁港整備を実施している。

【漁業経営体の推移】

区分	S55年	S60年	H02年	H07年	H12年	H15年	H20年	H25年	H30年
漁業経営体数	139	132	96	107	88	95	86	74	60
無動力	4	—	—	—	—	—	—	—	—
1t未満	35	24	7	7	5	9	—	—	—
1～3t未満	43	41	31	30	27	27	23	16	12
3～5t未満	27	29	26	30	22	23	27	22	21
5～10t未満	4	7	7	6	6	3	3	3	4
10～20t未満	11	8	7	17	18	13	13	10	5
20t以上	10	10	10	2	2	1	1	3	2
大型定置網	—	12	1	—	5	9	9	—	—
小型定置網	5	—	5	14	1	1	1	2	2
その他	—	—	2	—	2	1	1	6	5

【年代別漁業従事者数推移】

区分	S55年	S60年	H02年	H07年	H12年	H15年	H20年	H25年	H30年
19歳未満	1	4	1	—	—	—	3	2	1
20～29歳未満	24	10	6	15	13	5	4	2	4
30～39歳未満	38	26	25	9	11	21	27	11	5
40～49歳未満	66	58	37	29	24	13	24	23	13
50～59歳未満	49	45	54	47	30	32	40	17	22
60歳以上	55	55	40	49	56	73	72	51	49
合計	233	198	163	149	134	144	170	106	95

【生産量と生産額の推移】

区分	S55 年度		S60 年度		H02 年度	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	2,517	685,980	2,044	760,482	4,586	1,081,716
水産動物	1,626	736,696	697	438,953	1,890	661,924
貝類	33	22,273	74	53,207	44	2,115
海藻類	4	6,916	8	8,120	1	2,115
合計	4,180	1,451,865	2,823	1,260,762	6,521	1,747,870

区分	H07 年度		H10 年度		H14 年度	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	5,199	1,018,991	3,584	711,513	3,960	1,009,667
水産動物	1,457	466,817	1,431	533,042	2,220	607,668
貝類	10	1,365	62	44,740	12	21,027
海藻類	10	1,365	3	4,078	1	1,992
合計	6,835	1,600,058	5,080	1,293,373	6,193	1,640,354

区分	H21 年度		H22 年度		H23 年度	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	1,043	232,613	1,003	190,144	362	120,811
水産動物	1,645	617,420	1,361	653,537	1,703	739,145
貝類	63	51,229	66	43,008	57	38,657
海藻類	1	1,812	1	2,380	2	5,490
合計	2,752	903,074	2,431	889,069	2,125	904,102

区分	H24 年度		H25 年度		H26 年度	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	418	114,650	386	112,468	227	95,887
水産動物	1,350	513,910	1,194	576,618	1,264	580,794
貝類	10	8,510	8	10,535	6	10,102
海藻類	3	4,544	0	3,999	3	5,442
合計	1,782	641,613	1,589	703,620	1,500	692,225

区分	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	184	89,468	138	73,818	112	62,486
水産動物	669	412,324	947	521,645	651	379,803
貝類	8	17,577	5	2,483	6	5,938
海藻類	3	5,694	2	2,578	1	3,786
合計	865	525,063	1,091	600,523	771	452,012

区分	H30 年度		R 元年度	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	141	74,467	186	72,921
水産動物	714	441,811	755	491,027
貝類	4	2,585	4	5,136
海藻類	1	2,957	1	4,793
合計	860	521,820	947	573,878

(漁業センサス)

③ 商工業

平成 28 年度の商業統計によれば、当町の商業販売額は約 153 億円で、従業員数は 656 人であるが、小売業のウエイトが高く販売額の約 9 割を小売業が占めている。人口減少により事業所数、従業員数、年間販売額の減少傾向が続いていたが、柳崎地区への大型商業施設の立地により、いずれの数値とも回復傾向となっている。

上町商店街は昭和 50 年代から道道整備事業とあいまって商店街の近代化事業に取り組み、いち早く管内の中心商業地にふさわしい店舗の改造、カラー舗装、共同駐車場の設備など街区ぐるみの取組みによって近代的商店街の整備を図ってきた。下町地区については、平成 9 年からの歴まち事業の推進と連動し、「歴まち商店街協同組合」が設立され近代化事業に取り組んできた。

地形的条件により、市街地が下町ゾーンと上町ゾーンの 2 階建て構造となる江差町は、道路網の構成がわかりづらく、下町ゾーンと上町ゾーンの連携が薄くなっていることから、2 階建て構造の市街地の一本化が中心市街地の活性化に重要な要素となっている。

平成 10 年に道立江差病院が郊外へ移転したことを機に、平成 19 年頃から大型量販店、ドラッグストア等が出店し、平成 25 年には大型スーパーが進出しロードサイド型商業集積が形成された。これに伴い、町内の雇用の創出が図られ、周辺地域からの消費者を吸収し売上を伸ばす一方で中心市街地では大型店舗を含む空き店舗の増加による空洞化が深刻化している。

平成 27 年度に商店街まちづくり事業により市街地中心部に位置していた商業ビルの解体が行われ、今後はその跡地を含め空き店舗対策や、交通手段を持たない高齢者等の買い物困難者への対応も含め、持続可能な商店街づくりと中心市街地の再生が重要な課題となっている。

江差町は檜山振興局管内の広域的中心核であることから、中心市街における交流人口の増加を図るとともに、空き地や空き店舗等を含めた土地利用の推進、地域住民やコミュニティが期待する多様なニーズに応える「生活を支える街」としての商店街の賑わいの創出により中心市街地の活性化を図る必要がある。

工業は平成 28 年工業統計によれば、年間出荷額が約 13 億円で従業員数が 114 人となっている。平成 2 年以降従業員、出荷額も年々減少が続いている。

従業員一人当たり出荷額の対比では、当町 1,165 万円/従業員と、管内平均の 1,772 万円/従業員を下回り、全道平均の 3,707 万円/従業員も大きく下回っている。

地理的立地条件が不利であり、従前から加工業は根付かず、また企業立地もないため製造業が弱い産業構造となっている。これらを打開するためには、農水産業の付加価値化を図る特産品の開発やその原料確保が急務である。また、建設業では担い手不足により技術者や技能士者等の確保も大きな課題となっている。人材開発センターの活用などにより技能技術訓練の多様化を図り、時代ニーズにあった技能

者養成・工業技術指導センターや食品加工研究センター等の研究機関との交流、情報収集を通して新たな地場産業の創出を図っていく必要がある。

【商業の概況と推移】

年度	卸売業			小売業			合計		
	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)
S54	16	193	7,062	207	849	9,680	223	1,042	16,742
S57	24	198	8,023	213	936	13,920	237	1,134	21,943
S60	22	186	8,969	207	929	12,913	229	1,113	21,881
S63	25	197	11,901	210	933	14,599	235	1,130	26,500
H03	25	188	9,495	211	929	16,322	236	1,117	25,827
H06	20	177	10,712	195	933	16,247	215	1,110	26,959
H09	21	163	11,503	186	846	16,268	207	1,009	27,770
H14	25	160	7,119	153	750	12,252	178	910	19,371
H16	18	82	4,559	150	737	13,396	168	819	17,955
H19	17	88	4,987	133	660	10,711	150	748	15,698
H24	11	50	2,082	107	489	9,087	118	539	11,169
H26	10	41	1,819	101	509	10,058	111	550	11,877
H28	11	48	1,703	106	608	13,568	117	656	15,271

(商業統計調査・経済センサス)

【小売業の内訳】

年度	飲食料品小売			自動車自転車小売			家具・建具・什器小売		
	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)
S54	87	281	3,116	13	81	1,298	20	94	884
S57	92	371	5,234	13	84	1,833	19	105	1,284
S60	84	357	4,475	14	—	—	19	100	1,344
S63	79	33	5,458	14	94	2,474	21	76	1,118
H03	81	358	6,565	15	106	3,046	24	98	2,070
H06	72	354	5,807	14	88	2,758	21	80	1,645
H09	69	296	5,238	15	100	3,457	21	67	1,194
H14	57	310	4,568	7	44	—	17	43	783
H16	58	300	4,803	10	58	1,508	11	35	594
H19	56	287	4,146	12	78	1,885	8	19	296

年度	その他の小売			合計		
	商店数	従業員数	販売額 (百万円)	商店数	従業員数	販売額 (百万円)
S54	87	393	4,382	223	1,042	16,742
S57	89	376	5,569	237	1,134	21,943
S60	90	—	—	229	1,113	21,881
S63	96	433	5,549	235	1,130	26,500
H03	91	367	4,651	236	1,117	25,827
H06	88	411	6,037	215	1,110	26,959
H09	81	383	6,379	207	1,009	27,770
H14	55	293	5,106	153	750	12,252
H16	71	344	565	150	737	13,396
H19	57	276	389	133	660	10,711

年度	各種商品小売			織物・衣服・身の回り品小売			飲食料品小売		
	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)
H24	—	—	—	11	35	427	34	144	2,117
H26	—	—	—	12	42	600	34	176	2,444
H28	1	2	×	11	33	582	32	228	3,836

年度	機械器具小売			その他の小売			無店舗小売		
	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)
H24	13	69	1,351	46	229	5,167	3	12	13
H26	13	69	1,655	39	214	4,647	3	8	712
H28	16	84	1,959	43	242	×	3	19	604

※×は秘匿数値
(商業統計調査・経済センサス)

【製造業】(従業員4人以上の事業所)

年度	食料品製造業			繊維工業			衣類・その他繊維製品		
	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)
S55	6	107	156,477	1	6	750	—	—	—
S60	5	67	100,544	2	10	2,000	—	—	—
H02	5	132	166,733	2	9	2,400	1	46	6,891
H07	5	120	141,398	1	26	24,391	1	41	11,028
H10	4	76	96,228	1	×	×	1	×	×
H14	3	68	77,444	—	—	—	1	×	×
H17	2	60	×	—	—	—	1	33	X
H20	2	55	×	1	42	×			
H25	2	46	×	1	31	×			
H29	2	45	×	1	25	×			
R元	2	41	×	1	33	×			

年度	木材・木製品製造業			家具・装飾品製造業			出版・印刷関連産業		
	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)
S55	4	102	266,919	2	21	12,350	2	14	6,298
S60	4	92	138,501	3	15	820	2	14	6,533
H02	3	66	101,562	4	18	12,332	2	13	7,352
H07	2	38	66,454	3	15	10,783	2	14	9,149
H10	2	×	×	2	×	×	2	×	×
H14	1	×	×	2	×	×	2	×	×
H17	1	29	×	—	—	—	2	12	×
H20	1	16	×	—	—	—	1	7	×
H25	—	—	—	—	—	—	1	6	×
H29	—	—	—	—	—	—	1	6	×
R元	—	—	—	—	—	—	1	7	×

年度	プラスチック製品製造業			窯業・土石製品製造業			金属製品製造業		
	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)
S55	—	—	—	6	153	222,989	1	4	2,052
S60	—	—	—	2	32	80,422	2	8	4,727
H02	—	—	—	2	30	83,120	2	8	6,970
H07	1	18	21,824	2	14	65,548	1	4	4,300
H10	1	×	×	3	19	79,548	×	×	×
H14	1	×	×	4	33	71,711	1	×	×
H17	1	19	×	2	1	×	1	5	×
H20	1	27	×	3	20	36,877	—	—	—
H25	1	10	×	2	13	×	—	—	—
H29	—	—	—	2	12	×	—	—	—
R元	—	—	—	2	14	×	—	—	—

年度	輸送用・電気機械器具製造業			その他製造業			合計		
	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)
S55	1	8	2,561	2	18	7,991	25	433	678,387
S60	1	4	2,922	—	—	—	21	242	343,855
H02	1	5	3,589	1	4	1,780	23	331	392,729
H07	—	—	—	1	5	3,800	19	295	358,625
H10	—	—	—	1	×	×	17	261	337,659
H14	—	—	—	1	×	×	18	253	289,719
H17	2	23	×	1	4	×	13	199	197,254
H20	—	—	—	—	—	—	10	188	190,229
H25	1	23	×	—	—	—	8	129	158,980
H29	1	28	×	—	—	—	7	116	147,206
R元	1	19	×	—	—	—	7	114	132,773

(工業統計調査)

④ 地場資源型産業振興

江差町は商業中心に発展してきたとはいえ、地場資源を生かした加工場が皆無であるということに象徴されているように地場資源の有効な活用が図られていない。

雇用力のある大規模な工場誘致が難しい現状では、このような地域の固有の資源である農水産物の付加価値を高める産業振興や地域資源を活用した特産品開発のための人材育成事業等の取組みにより、雇用の創出を目指していくこととしている。

⑤ 観光業

交流人口と観光関連産業の育成を図るうえで、観光は当町にとって戦略的産業である。

江差追分をはじめ、数多くの国及び道指定の有形無形文化財、北海道最古のまつりと言われている姥神大神宮渡御祭、青少年研修施設開陽丸等の有数の観光資源を持つ当町のイメージは「江差追分と観光の町」として定着している。

観光客の入込み数は平成2年度の80万6千人をピークとして平成26年度は30万3千人まで落ち込んでおり、またその内訳も、時期としては4～9月に集中し、そのほとんどが日帰り客であるという従来同様の「春夏通過型」から脱却していない。各観光施設の入館者等についても減少傾向にあり、当町の観光産業は非常に厳しい状況にある。

さらに、近年の観光動向は、多人数から少人数へ、団体旅行から個人旅行へと変わり、今まで以上に個

性的で、特色ある観光地づくりが必要になっている。そのため、既存の観光施設や宿泊施設についても、多様化するニーズに対応していく事が求められている。

これらを踏まえて、当面、町の観光振興を図るうえでの重要な事項は次のとおりである。

一つには函館、大沼を中心とした道南圏への観光客を江差に呼び込む魅力をつけることである。これには、松前町や上ノ国町、奥尻町などと連携した広域観光圏の充実が必要であり、この地域の特色を活かした体験型観光の開発や、既存観光素材の磨き上げなどを行うことが必要である。

次に宿泊施設の整備と現在ある観光施設のグレードアップの課題がある。現在の町内の宿泊施設は10件で、宿泊収容人数は335人である。いずれも10人から55人までの定員であり、修学旅行などの大型団体には対応できないという弱点がある。

観光資源の開発も重要であり、施設だけでなく、フットパスコースを利用した歴史的建造物が集中するいにしえ街道の街歩きやかもめ島と夕日のコントラストなどは観光資源として価値があり、隠れた観光資源の掘り起こしと共に、江差町のシンボルであるかもめ島周辺の港湾地区を中心として、国土交通省の「みなとオアシス事業」に関し、北海道で3番目の指定をうけ、港を活用したまちづくりに関して、ソフト事業を中心に、官・民連携で事業推進している。

また、北海道新幹線開業を機に、広域観光ルートの開発や観光周遊バス等の二次交通の整備など、新たな観光客誘致活動を推進していく必要がある。当町では、観光マネジメントの強化を推進するため、DMO組織である一般社団法人北海道江差観光みらい機構を平成30年に設立し、観光客からの要望が多い観光ガイドの養成、お土産品の開発、江差産の食材を使った観光客に喜ばれる地場料理の提供、観光客に対する接遇の徹底、ホスピタリティ精神の発揮などを進め、ワンストップ型を目指しながら観光地としての基本的な受入体制の整備と滞在時間の延長を図る取組みを実施することとしている。

加えて、平成27年には「日本で最も美しい村連合」への加盟、平成29年には日本遺産の認定を受けるなど、全国的な取組みを地域ブランドとして活用し対外的なPR効果を高めていくこととする。

【観光客入込状況】（令和元年度）

（単位：千人）

区分	入込み 総数	上・下半期別		道内外別		宿泊・日帰別	
		上期	下期	道内客	道外客	宿泊客	日帰客
北海道	143,879.9	96,655.2	47,224.7	98,608.3	45,271.6	26,664.1	117,215.8
檜山振興局	1,203.8	857.9	345.9	959.2	244.6	90.9	1,112.9
江差町	324.4	297.5	26.9	184.0	140.4	20.1	304.3

（資料：江差町追分観光課）

【観光施設別入込客数の推移】

施設名	H08年度		H09年度		H10年度		H11年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	47,423	▲8.6	37,274	▲21.4	37,804	1.4	31,000	▲180
追分会館	58,704	11.8	57,338	▲2.3	44,335	▲22.7	40,316	▲9.1
旧中村家	35,293	▲8.8	31,940	▲9.5	25,977	▲18.7	23,746	▲8.8
旧関川家	2,995	19.4	2,608	▲12.9	2,692	3.2	2,802	4.1
計	144,415	▲0.8	129,160	▲10.6	110,808	▲14.2	97,864	▲11.7

施設名	H12 年度		H13 年度		H14 年度		H15 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	28,968	▲5.9	29,749	2.7	21,749	▲26.9	27,929	28.4
追分会館	36,418	▲9.7	40,229	10.5	43,615	8.4	39,094	▲10.4
旧中村家	20,993	▲11.6	23,427	11.6	21,889	▲6.6	19,195	▲12.3
旧関川家	2,097	▲25.2	2,315	10.4	2,113	▲8.7	1,962	▲7.1
計	88,476	▲9.4	95,720	8.2	89,366	▲6.6	88,180	▲1.3
施設名	H16 年度		H17 年度		H18 年度		H19 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	18,619	▲33.3	22,592	21.3	20,348	▲9.9	19,165	▲5.8
追分会館	27,167	▲30.5	25,868	▲4.8	27,079	4.7	22,367	▲17.4
旧中村家	16,250	▲15.3	14,720	▲9.4	12,553	▲14.7	12,326	▲1.8
旧関川家	2,323	18.4	1,601	▲31.1	1,562	▲2.4	1,618	3.6
計	64,359	▲27.0	64,781	0.7	61,542	▲5.0	55,476	▲9.9
施設名	H20 年度		H21 年度		H22 年度		H23 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	18,351	▲4.2	18,105	▲1.3	19,015	5.0	16,148	▲15.1
追分会館	19,977	▲10.7	17,172	▲14.0	21,697	26.4	16,898	▲22.1
旧中村家	11,253	▲8.7	9,918	▲11.9	9,492	▲4.3	8,576	▲9.7
旧関川家	1,530	▲5.4	1,487	▲2.8	1,258	▲15.4	1,306	3.8
計	51,111	▲7.9	46,682	▲8.7	51,462	▲10.2	42,928	▲16.6
施設名	H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	19,775	22.5	19,225	▲2.7	18,825	▲2.1	18,567	▲1.4
追分会館	16,477	▲2.5	16,217	▲4.0	15,692	▲3.2	13,534	▲13.8
旧中村家	9,555	11.4	10,722	25.0	8,389	▲21.8	7,683	▲8.4
旧関川家	1,175	▲10.0	1,165	▲11.0	926	▲20.3	730	▲21.2
計	46,982	▲9.4	47,329	0.7	43,832	▲7.4	40,514	▲7.6
施設名	H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	22,348	20.4	18,673	▲16.4	16,857	▲9.7	19,175	13.8
追分会館	19,059	40.8	14,233	▲25.3	13,043	▲8.4	12,390	▲5.0
旧中村家	9,299	21.0	7,994	▲14.0	7,619	▲4.7	7,533	▲1.1
旧関川家	1,605	119.9	1,757	9.5	2,112	20.2	2,556	21.0
計	52,311	29.1	42,657	▲18.5	39,631	▲7.1	41,654	5.1

(資料：江差町追分観光課)

⑥ 港湾整備

江差港は昭和 28 年に地方港湾に指定され、日本海で展開されるいか釣り漁業やすけとうだら漁業等の水産物の水揚げ基地として、また離島奥尻島と結ぶ海上交通基地として、さらには管内から移出される港湾・漁港建設資材の供給に貢献する内貿基地として地域生活経済に重要な役割を果たしてきた。

また、平成元年には海洋レジャー・スポーツの拠点として公共マリーナの整備、平成 2 年には観光の拠点として、当港内に沈んだ旧幕府の軍艦「開陽丸」を資料館として復元整備、さらには平成 9 年度からは当港を構築している天然の防波堤「道立自然公園かもめ島」において地域住民や観光客が憩い楽しめる空間の構築として、海上遊歩道等の整備を進め、平成 14 年度に完成したところである。

このように、江差港は漁業基地としてのほかに海洋レジャー等余暇を楽しむ港湾機能までも有する港となったが、多様化、多機能化の中で種々の問題点が生じており、港湾機能の再編や施設の老朽化などの水産基盤施設整備が必要となってきた。

特に、南埠頭の老朽化対策と再編利用が喫緊の課題となっており、関係機関とも協議・検討を進めながら、北の江の島構想との整合を図った、江差港長期構想計画の見直しを実施し港湾整備の推進を図る必要がある

(2) その対策

① 農林業

ア. 生産基盤の整備

- ・ 基幹水利施設管理事業
- ・ 土地改良施設管理体制整備促進事業
- ・ 明暗渠、心土破碎等の圃場排水対策
- ・ 農業基盤整備促進事業（暗渠排水・区画拡大整備）
- ・ 道営土地改良事業による江差北部地区の用排水路等の改修
- ・ 農業経営基盤安定対策（農業機械等導入助成・農業共済掛金助成）の実施

イ. 農地流動化対策

- ・ 認定農業者への利用集積の推進
- ・ 生産ほ場の団地化
- ・ 新規就農者の促進
- ・ 農地の保全管理
- ・ 水土里情報システムの整備
- ・ 農地中間管理事業の推進
- ・ 農地流動化促進補助

ウ. 生産振興

- ・ 振興作物導入支援
- ・ 施肥管理による低コスト化
- ・ 新規作物の試験・研究
- ・ 栽培技術の普及

- ・ 耕畜連携による畜産振興
- ・ 農地の地力回復支援対策
- ・ 園芸施設整備支援対策
- ・ 振興（戦略）作物支援対策

エ. 担い手の育成・確保

- ・ 新規就農者対策
- ・ 農業生産法人などの設立、育成
- ・ 集落営農組織の確立、推進
- ・ 認定農業者の育成
- ・ 農業者相互の交流、情報交換の促進

オ. 販売戦略の推進

- ・ 農畜産物の付加価値向上
- ・ 契約栽培、ネット販売等による販路拡大
- ・ 地産地消の推進
- ・ 農家の直売所の拡大
- ・ 地産地消の推進

カ. クリーン農業の推進

- ・ 北のクリーン農産物表示制度の振興
- ・ エコファーマー制度の振興

キ. 林業の振興

- ・ 森林機能や役割に応じた多様な森林づくり
- ・ 町有林・私有林の整備推進
- ・ 森林の国土保全機能の強化
- ・ 林業の担い手の育成及び確保
- ・ 木育の推進（植樹・育樹活動、森林環境教育）
- ・ 林業の経営基盤の強化
- ・ 森林組合をはじめとする林業事業者の体質強化・支援

② 水産業

ア. 販売戦略の推進

- ・水産物の付加価値向上
- ・地産地消・地産外消の推進

イ. 漁業生産基盤の整備（漁場づくり）

- ・江差藻場漁場の整備

ウ. 栽培漁業定着推進（資源づくり）

- ・サケ海中飼育推進
- ・アワビ栽培漁業推進
- ・エゾバフンウニ栽培漁業推進
- ・マナマコ栽培漁業推進

エ. 担い手の育成

- ・若手漁業者の人材育成のため研修の取組み推進

オ. 漁業近代化施設の整備（漁船漁業振興及び流通多角化の推進）

カ. 広域的漁業生産基盤の確立（ひやま漁協広域事業の推進）

- ・ひやまニシン復興対策事業
- ・秋サケ資源増大対策

キ. 漁業経営の安定化

- ・漁業経営基盤安定対策事業の推進
- ・スマート漁業の推進に向けた環境整備

ク. 漁港整備事業

- ・機能保全・長寿命化対策

③ 商工業

ア. 商店街の拠点化

- ・拠点となる商店街の維持及び賑わいの創出（持続可能な商店街づくり）
- ・旧江光ビル跡地利活用の推進
- ・上町街区全体の土地利用の推進、中心市街地の空き地・空き店舗対策

イ. キャッシュレス化の推進

- ・キャッシュレス化推進のための環境整備等

ウ. 快適な買い物環境の整備

- ・ 買い物しやすい環境づくりの推進（景観形成、花いっぱい運動、バリアフリー対策等）
- ・ 買い物の利便性向上対策

エ. 中小企業及び小規模事業者の経営安定化対策

- ・ 江差商工会との連携による商業振興対策
- ・ 中小企業及び小規模事業者の経営安定化対策（新型コロナウイルス対策等）

オ. 地場産業等

- ・ 人材開発センターの活用により技能技術訓練の多様化を図り、時代のニーズにあった技能者養成・工業技術指導センターとの連携
- ・ 食品加工研究センター等の研究機関との交流、情報収集を通して新たな地場産業の創出
- ・ 農水産物などの地場資源を使った特産品づくりの支援
- ・ 地場製品の地産地消・外商の推進（地域製品の営業活動の推進、インターネット販売等の支援、事業者の販路拡大に向けた取組みの支援）

カ. 産官学連携の推進

- ・ 大学、工業試験センター、行政等の連携によるネットワーク化の推進
- ・ 企業情報を共有、情報交換による産業支援体制の強化
- ・ 産学官連携による地場産品を活用した高付加価値商品の創出
- ・ 異業種交流の機会の確保

キ. 地域経済の活性化

- ・ 住宅リフォームプレミアム商品券の発行

④ 地場資源型産業振興

- ・ 第1次産業の地場資源を活用した加工・流通・保存施設の整備

⑤ 観光業

ア. 観光ルート

- ・ 江差・上ノ国・松前の3町と渡島半島南西広域観光ルートの開発
- ・ 健康志向ニーズへ対応したゆとり観光の推進
- ・ 広域連携による観光客誘導・インターネットやSNSを使った新しいPR
- ・ 新幹線新函館北斗駅、木古内駅を活用した観光客誘致対策

イ. 観光施設

- ・ 歴まち街路景観形成と拠点整備の推進
- ・ 夕日とかもめ島のコントラストによる夕日のまちとしてのPR戦略

- ・日本遺産認定に係る構成文化財を活用した観光スタイルの構築
- ・かもめ島を核とした新たな観光コンテンツの開発
- ・海水浴場の開設にかかる砂浜整備

⑥ 港湾整備

- ・漁港区整備
- ・江差港の再編利用計画
- ・北埠頭フェリー岸壁の整備
- ・マリナー環境整備
- ・老朽化施設の整備
- ・江差港港湾施設定期点検
- ・江差港長期構想計画の見直し

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備				
	農業	鶉地区団体営基幹水利施設管理事業	厚沢部町 江差町		
		農業競争力強化農地整備事業	北海道		
		水利施設等保全高度化	北海道		
		農地流動化促進補助	農地売買者		
		水堀排水機場長寿命化対策	町		
	林業	森林環境保全整備事業	町		
	水産業	ナマコ・ニシン・アワビ・ウニ栽培漁業推進	漁協		
		さけ海中飼育	漁協		
		サケ種苗生産施設運営事業	漁協		
	(4) 地場産業の振興				
	技能修得施設	人材開発センター運営補助	民間		
	(6) 起業の促進	協働のまちづくり補助	町		
	(7) 商業	共同利用施設	旧江光ビル跡地活用拠点施設整備事業	町	
		その他	商店街巡行バス運行支援	商工会	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光振興(地域 DMO)事業	民間		
海水浴場清掃整地砂運搬工事		町			
北の江の島拠点施設(仮称)道の駅「かもめ島」整備事業		町			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業					
商工業・6次産業化	特産品開発・販売促進対策推進 【事業内容】	町			

		<ul style="list-style-type: none"> ・特産品開発への支援、アンテナショップ運営補助、物産展等への参加。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場製品のブランド化、PR、販路拡大を図る必要があるため。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場製品ブランド化や販路の拡大により地域経済の活性化が期待できる。 		
	企業誘致	<p>企業誘致及び雇用奨励</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づき事業所の新設又は増設、新規雇用に対し助成を行う。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業経済の発展及び雇用機会の拡大を図る必要があるため。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の創出・維持及び地域経済の活性化が期待できる。 	町	
	その他	<p>江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォームに関する商品券を販売し、地域経済の消費喚起に資する。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図る必要があるため。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上及び地域経済の活性化が期待できる。 	商工会	
	(11) その他	<p>江差港港湾整備事業</p>	国	
		<p>江差港マリーナ整備事業</p>	町	

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
江差町内全域	<ul style="list-style-type: none"> ①製造業 ②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業 	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章産業の振興」「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

なお、「(1)現況と課題」における「(2)その対策」に記載されている、各事業については南北海道定住自立圏共生ビジョン等による関係市町村との連携を図り、実施していく。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合をはかりながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

旧農業委員会事務所については、耐用年数を経過し、劣化が著しいことから利用ニーズや公共施設の配置の見直しもする中で、建て替えや機能の複合化、統廃合を視野に入れて検討することなど、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い持続的発展に努める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報通信

後背地を山で囲まれている地形上、ラジオ・テレビとも難視聴地域の多い当町であるが、民放ラジオ受信は平成3年HBC北海道放送、STV札幌テレビ放送の中継塔設置により難聴解消となったところであり、テレビも有線組合を中心にコミュニティ組織でその対策にあたってきた。

平成7年に新栄町のテレビ中継局を、また平成11年には円山にテレビ中継局を建設し、市街地の難視聴の解消がほぼ図られたところである。その他の組合の有線施設の老朽化については、平成23年度から全面開始された地上デジタル放送に伴う中継局等の整備を進め、平成22年度に鯉川デジタルテレビ中継局、中歌団地テレビ共聴設備改修、平成23年度に南が丘無線共聴施設を整備した。その後、令和元年度に発生した鯉川地区の電波状況悪化に対応する新受信点を設置したほか、耐用年数を考慮し、各中継局に必要な修繕を行うなど、今後も難視聴区域の解消に努めていくものである。

また、町内のブロードバンド環境において、令和2年度から令和4年度に光ファイバの整備を実施し、町内整備率を100%とすることで、住民格差を解消する。

② 地域間交流

平成8年8月に支庁(現振興局)を超えて江差、上ノ国、松前3町による歴まちネット宣言書を締結し、平成9年からは歴まちネット推進協議会を設立、宣誓書の趣旨を達成するため活動しているところであるが、渡島半島南西部の新たなパートナーづくりと観光を中心としたネットワーク整備を行い共通したPRを通して全体的な底上げを図らなければならない。

従来においては、このような地域間交流においても行政主導であったが、徐々に住民主導になりつつあり、住民の人的交流も活発になりつつある。このような動きを鈍らせることなく、一つの地域としてとらえることがこれまで以上に必要となっている。

(2) その対策

① 情報通信

- ・地上デジタル放送対策として、中継局等の整備

- ・ブロードバンド環境対策として、高度無線環境整備推進事業を活用した町内全域光ファイバ整備

② 地域間交流

- ・歴史を生かしたまちづくりネットワークの推進

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	テレビ放送中継施設	送受信機更新	町	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ共聴設備改修補助	町	
	その他	高度無線環境整備推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合をはかりながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 交通

ア. 高規格道路函館・江差自動車道

将来的なまちづくり戦略の一つに観光振興をおく当町にとって、高速交通体系の整備は極めて大きな意味を持つ他、地域経済活動を支える全体的な自動車交通網の充実整備により国土幹線軸へのアクセス条件が改善されることが必要であり、その意味で高規格道路函館・江差自動車道の計画区間となっている木古内～江差間の早期事業化が望まれる。

イ. 国道

国道は厚沢部町、北斗市旧大野町を經由して函館と連絡する 227 号線、松前町・北斗市旧上磯町を經由して函館と連絡する 228 号線、八雲町を經由して札幌と連絡する 229 号線が当町で接続しており、その実延長は 16.0 km、全線が舗装改良済みである。そのほとんどが、海岸沿いに整備されているため、海岸部の越波対策や急カーブによる視界改良が必要である。

ウ. 道道

道道 4 路線、実延長 14.2 km、全線舗装改良済である。江差市街地の中心部を通り町道と交わる十字路がある道道江差停車場線は、交通量が多く通勤時や帰宅時には交通渋滞が発生している状況にあり、それを解消する交差点改良（新地地区）が必要である。

また、道道乙部厚沢部線は、大雨の際、道路排水が溢れ、周辺住宅等が冠水する被害が発生している（小黒部地区）ことから、抜本的な対策が必要である。

エ. 町道

町道は 304 路線（実延長 168.8 km）となっているが、舗装延長 66.1 km、舗装率が 39.2%と低い状況になっており、ほ場整備内の町道未舗装によるところが大きい。

また、全体的に改良舗装を必要としている路線は多く、特に市街地は町民生活に大きく関わるだけに、計画的な改良整備や維持補修を図る必要がある。

【道路整備状況】（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区分	道路延長	改良済		舗装済	
		改良	改良率	延長	舗装率
国道	16.0	16.0	100.0%	16.0	100.0%
道道	14.2	14.2	100.0%	14.2	100.0%
町道	168.8	62.8	37.2%	66.1	39.2%
計	199.0	93.0	46.7%	96.3	48.4%

（道路施設現況調査）

オ. 農林道

町農道延長 5,390m、林道延長は 5,615mとなっている。

カ. 鉄道・バス

バス運行については、江差・八雲間の通年バス運行は、JR八雲駅経由で札幌圏との距離を短縮する公共交通機関として有効なバス路線であるが、年々利用者が減少しているうえに、赤字経営を余儀なくされており、経路となる 3 町と函館バス株式会社でその在り方を検討し、令和 3 年 10 月に江差八雲線（2 往復）が廃止となる。

生活維持路線バス対策として、バス運行に対する助成を実施しているが、不採算路線の廃止が進む中、地域交通の確保対策として、乗合タクシーについての取組みを平成 21 年度から開始し、平成 25 年度からは、利用者の利便性の確保と効率的な運行体制の一環としてデマンド型へと進化している。より住みよい町とするため、地域住民の交通対策を抜本的に見直すことが急務である。

また、JR江差線は昭和 11 年に全線開通して以来、函館を結ぶ基幹交通手段であったが、平成 26 年 5 月 11 日に江差・木古内間が廃線となり、道道江差・木古内線経由のバス運行に切り替わっている。

キ. 海上交通

北海道南西沖地震の早期復興に重要な役割を果たしたフェリー航路は平成 12 年 4 月に重要な生活航路として海上運送法の「指定区間」として告示されたところであり、隣接する奥尻島民の生活や地域経済に大きく貢献する交通手段として法的な裏付けがなされたものである。令和元年には瀬棚航路が休止したことから、奥尻島民の生活や地域経済を支える唯一の海上交通手段となり、当町港湾のフェリー埠頭施設の機能維持と時代に対応した施設整備が求められている。

離島航路の維持整備対策の推進のため、事業者・国・北海道等との連携によるフェリーの利用促進及び観光客集客支援策の実施が必要である。

【江差港の状況】

年度	入港船舶		船舶乗降人数		海上出入貨物			
	隻数 (隻)	総トン数 (t)	乗込 (人)	上陸 (人)	一般貨物		自動車	
					移出(t)	移入(t)	移出(台)	移入(台)
H14 年度	11,139	1,571,317	36,302	35,734	344,508	234,083	8,182	7,445
H15 年度	11,370	1,596,980	37,369	36,051	390,110	215,589	7,944	7,254
H16 年度	4,642	1,607,482	35,103	34,749	340,672	197,617	7,345	6,577
H17 年度	3,327	1,532,318	34,930	36,249	39,441	221,972	7,811	7,007
H18 年度	5,735	1,529,485	34,045	36,304	307,133	218,313	7,648	6,993
H19 年度	4,494	1,544,806	32,352	33,724	316,840	194,080	6,853	6,460
H20 年度	4,756	1,482,939	30,885	30,396	50,955	2,975	6,608	6,164
H21 年度	4,034	1,414,151	28,061	28,434	29,823	3,704	6,191	5,777
H22 年度	3,959	1,396,911	27,583	27,967	62,713	3,621	7,133	7,245
H23 年度	3,082	1,364,746	27,900	28,265	22,715	2,794	7,327	7,483
H24 年度	3,035	1,318,978	26,189	26,524	4,706	52,262	6,723	6,902
H25 年度	2,802	1,347,705	27,060	27,473	52,262	4,349	7,628	7,885
H26 年度	2,234	1,288,219	25,244	25,073	10,980	18,629	6,564	6,743
H27 年度	1,548	1,238,942	23,611	24,265	21,999	1,279	5,938	6,091
H28 年度	1,554	1,241,934	24,169	24,674	944	1,618	6,536	6,667
H29 年度	1,375	1,805,125	24,127	24,239	1,422	1,066	6,606	6,600
H30 年度	1,324	1,975,939	23,247	23,251	8,310	6,679	6,415	6,467
R 元年度	1,396	2,001,602	27,444	27,570	10,002	1,106	7,913	7,831

(港湾統計)

(2) その対策

① 交通

ア. 高規格道路

- ・観光及び産業停滞のネックとなっている交通アクセスの改善を図るために木古内・江差間の高規格自動車専用道の早期事業化の促進及び江差町側からの着工

イ. 国道

- ・国道 228 号、椴川町～柏町間の歩道整備と南浜地区の越波対策の促進
- ・国道 227 号、愛宕町・泊町間の越波対策の促進
- ・国道 228 号、かもめ島入り口急カーブ解消対策の促進

ウ. 道道

- ・小黑部鹹川線改良工事の事業促進
- ・ 3. 5. 1 駅前通り線、新地交差点の改良

エ. 町道

- ・市街地道路の改良
- ・町道砂川4号通り道路改良
- ・町道五厘沢山崎線道路改良
- ・町道の維持補修
- ・町道陣屋椴川線第3椴川橋架換
- ・町道橋の長寿命化対策
- ・町内会等管理外灯助成

オ. 農林道

カ. 鉄道バス等

- ・新幹線開業後の地域間連携の推進（JR江差線有効活用策推進）
- ・地域公共交通対策の強化

キ. 海上交通の確保

- ・奥尻離島航路の維持整備対策の推進
- ・関係機関による利用促進活動の実施

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	道路補修対策	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化補修対策	町	
	その他	町内会等管理街灯助成	町	
	(6) 自動車等			
	雪上車	除雪ドーザー整備	町	
	(10) その他	乗合タクシー運行	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合をはかりながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

住民からの要望調査及び実地調査を基に、路面性状・法面・土木構造物の点検を行い、計画的に維持補修を行う。

生活道路については、JR江差線廃線を機に、分断されていた南浜地区と南が丘地区を結ぶ道路を新設し、地域間交流の促進、南が丘小学校への通学児童の危険リスクの軽減を図るほか、海沿いを走る国道228線と並行する町道陣屋椴川線を結ぶ道路を新設し、災害時の避難道路の確保を図ることとする。

また、安全性を優先し、老朽化の著しい舗装道路の改良工事を行うことや、歩道の整備や景観に配慮した道づくり、除雪体制の充実を図ることで、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本町過疎地域の持続発展に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

町の水道事業は昭和 28 年に創設以来、昭和 50 年までに 4 回の拡張事業を実施してきたが、生活の都市化に伴う水需要の高まり、既存水源水量の不足により恒常的に渇水になるため、平成元年より第 5 次拡張事業として、計画一日最大給水量を 6,900m³に置き、上ノ国多目的ダム建設事業に着手し、平成 14 年度に完成し給水開始をしている。また、未給水地区であった鹹川・伏木戸地区において、鹹川地区については平成 12 年度に水道施設が整備され、伏木戸地区の未給水地区の解消も平成 19 年度に整備された。

水道事業は昭和 28 年から幾多の拡張事業を経て現在に至っており、老朽施設もあり計画的な補修と合わせ、送・配水管の布設替えも計画的に整備を図る必要がある。

しかしながら、第 5 次拡張事業に多額の投資がなされ、それに伴う企業債償還金が年々増加し水道財政を逼迫する状況は避けられない状況である。

今後は、給水人口の減少に伴う水需要の減少から施設規模の最適化や統廃合による効率的な施設整備をすることにより、さらなる費用の削減を図り、安全・安心な水の供給を持続する必要がある。

【水道普及状況】（令和 2 年度末）

給水人口(人)				給水能力(m ³)			
上水道	簡易水道	専用水道	計	上水道	簡易水道	専用水道	計
7,023	0	0	7,023	6,900	—	—	6,900

(北海道農林水産統計年報)

② 下水処理施設

下水道事業は生活環境の充実を図る上で重要な事業の一つである。

平成 15 年 3 月末に公共下水道の供用を開始した。当初と比べて少子高齢化等が進展したことにより計画人口が減少していることから、令和 2 年度策定の第 7 次事業計画において計画汚水量等の基本設計の見直しを行い、計画的に下水道施設の機械・電気設備の更新を行うため、「江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画」を策定した。また、同計画にて事業計画の延伸を行い、未普及地区の下水道整備も並行して進めている。

今後の課題としては、未普及地区の解消を図り、下水道接続率の向上が重要である。終末処理場については、供用開始から 18 年が経過しており、機器等の経年劣化による故障等が懸念されていることから、江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築等を行い、下水道施設の適切な維持管理に努める必要がある。

また、下水道会計において、公営企業法適用化による「公営企業会計」が令和 6 年度から適用となることから、下水道使用料の見直し等による収入増加の取組みや処理場の運転方法の見直し等による経費の削減など、今まで以上に経営健全化に向けた、取組みが必要である。

③ ごみ・し尿処理施設

昭和 44 年檜山南部 5 町により設立された南部檜山衛生処理組合により、粗大ごみを除く一般廃棄物とし尿について広域収集処理を、粗大ごみについては町独自の埋め立て処分場により処理していた。ごみの処分施設は昭和 49 年に使用開始となったが、施設の老朽化が進んだ他、最終処分場の埋め立て能力が限

界にあったことに加え、環境保全と資源リサイクルという時代の流れのなかで、平成5年度から4ヶ年で約46億円を投じ、最終処分場2万6千㎡、汚水処理場30t/日、ごみ44t/日、粗大ごみ13t/5hの処理能力をもつ一般廃棄物処理施設を整備した。

これにより、従来粉碎埋め立て処分をしていたごみは可燃ごみと不燃ごみに分別収集され、可燃ごみは焼却処分、また不燃ごみも一部がリサイクルにまわされることによって公害防止・環境保全、リサイクル両面で著しい環境行政の前進を見た。

リサイクル活動も定着し、多くの町内会単位でリサイクル運動が高まっているが、容器包装リサイクル法に伴うリサイクルセンターについては、課題も多く、今後の課題となっている。

し尿については、令和2年度の処理状況はし尿6,435m³/年、浄化槽汚泥が1,807m³/年であるが、下水道整備のほか合併浄化槽や簡易水洗トイレの普及につれて、処理量が大きく変わることが予想され、し尿処理施設の老朽更新計画は慎重な処理量予測に立ったものとするとともに、下水道終末処理場に接続するミックス事業施設の取扱も含め検討しなければならない。

④ 消防施設及び救急体制の整備

消防業務は昭和49年に管内7町（発足当初10町）により一部事務組合として設立され広域災害に対応する消防体制が完成されている。

消防力は平成9年度から各消防車の更新事業に着手している（使用頻度や劣化状況等勘案）が、消防団ポンプ自動車や消防司令車、更には第1線隊として出場する水槽付きポンプ自動車の更新が控えており、今後も継続的・計画的な事業の遂行が求められている。

また、定期的実施している消防水利調査では、外観の腐食、水漏れ、可動部分の不具合等が見受けられ、老朽化及び使用に支障をきたす恐れのあるものから計画的に更新している。

【消防力の現況】（令和2年度末現在）

署員数	消防団員	消防力			消防水利		救急車
		水槽付きポンプ車	普通消防ポンプ車	小型動力ポンプ	防火水槽	消火栓	
22	123	3	3	▲1	46	164	2

（資料：檜山広域行政組合）

救急活動の状況は別表のとおりで年々増加の傾向にある。

道立江差病院が地域中核病院として、救急患者の受け入れ体制が確立しており、当該病院への搬入傷病者が集中していることによる負担増が懸念されている。

江差消防署での救急体制は、平成11年に救急救命士を配置し現在は救命士10名、救急隊員9名体制としており、救急車は平成27年度及び令和3年度にそれぞれ保有している2台の救急車の更新を行い対応している。

今後は、多種多様化する救急事案に備え、ハード面・ソフト面の体制強化が求められている。

【江差消防署救急件数】（令和2年度）

件数	内訳									
	火災	交通	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害	自損 行為	急病	転院 転送	その他
401	0	11	1	1	51	0	1	200	128	6

（資料：檜山広域行政組合）

災害情報の伝達整備として、町内 29 基に増設された消防団招集用非常サイレン吹鳴装置を利用し対応している。しかし、町内全戸への迅速な伝達手段として防災行政無線等の整備が課題となっている。

また、檜山管内での携帯電話 119 番通報は、一括し江差消防署で対応し該当署へ取り次ぎしているが、発信者の位置情報システムの導入や代表で受報する江差消防署職員（特に若手職員）の、檜山管内地理地名の把握等が課題である。

消防救急無線のデジタル化への対応は平成 27 年度に整備を完了し運用している。

⑤ 都市公園・環境保全林

町には現在 5 か所の都市公園、檜山道立自然公園となっているかもめ島、逆川森林公園のほか砂坂海岸林（防砂林）がある。これらの公園の施設・設備が老朽化し破損するなどして一部が利用できなくなり、公園としての機能を損なっており、計画的な補修が課題となっている。

次に、総合運動公園は 13.0ha の敷地内において、テニスコート、野球場の整備に続き多目的広場が平成 14 年度で完成し、平成 15 年から供用開始となっている。なお、平成 15 年度にはサブグラウンド及び芝生広場も完成し、平成 16 年度から全面供用開始となっている。今後は、施設の維持補修の計画的な実施、利用者数の増加、利便性向上等が課題となっている。

【都市公園等の状況】

公園名称	区分	面積	整備年次	備考
逆川森林公園	森林公園	40.0ha	S52 年度	管理棟
えぞだて公園	近隣公園	1.1ha	S53 年度	旧関川家
松の岱公園	風致公園	8.0ha	S46 年度	
茂尻児童公園	児童公園	0.2ha	S54 年度	
運動公園	運動公園	13.0ha	H15 年度	テニスコート・野球場・多目的広場・サブグラウンド・陸上トラック
かもめ島	道立自然公園	9.0ha	S53 年度	
九艘川公園	緑地公園	0.1ha	H03 年度	

（資料：江差町財政課）

⑥ 公営住宅・宅地

町営住宅は、令和 2 年度末時点で 92 棟 431 戸となっているが、そのうち耐用年数を経過した住戸数は 175 戸で、全体の管理戸数の約 4 割となっている。

そのため、長寿命化計画に基づき計画的に町営住宅の適正な管理を進めていくことが必要である。

【町営住宅の状況】（令和2年度末）

団地名称	管理戸数等	建設年次
水堀町第1団地	4棟014戸	S33年、S42～43年
水堀町第2団地	2棟008戸	S50年
泊団地	1棟004戸	S44年
新豊川団地	3棟012戸	H13年～15年
中歌町団地	1棟012戸	S57年
円山第2団地	4棟016戸	S39年
円山第3団地	6棟026戸	S38年、S44年
円山第4団地	3棟027戸	H17年、H19～20年
陣屋町団地	5棟072戸	H03年～04年、H09年～11年
新陣屋団地	3棟012戸	H29年～R元年
南が丘第1団地	8棟032戸	S51年～53年
南が丘第2団地	11棟047戸	S54年～59年
南が丘第3団地	3棟012戸	S61年～62年
南が丘第4団地	6棟030戸	S52年～54年
南浜町第1団地	7棟014戸	S40年
南浜町第2団地	6棟024戸	S41年～43年
柏町団地	19棟069戸	S45年～48年
計	92棟431戸	

（資料：江差町財政課）

(2) その対策

① 水道施設

- ・水道施設の整備
- ・老朽水道管の更新

② 下水処理施設

- ・公共下水道普及対策実施
- ・汚水処理施設の計画的更新、維持補修等

③ ごみ・し尿処理施設

- ・リサイクル普及の啓蒙促進
- ・南部檜山衛生処理組合及び構成他町とのし尿処理施設の延命化対策及びミックス事業への整備計画共同策定

④ 消防施設

- ・消防自動車の更新
- ・高層建築物対応のはしご車設置の検討
- ・防火水槽及び消火栓設置による消防水利の改善
- ・救急救命士の養成

⑤ 公園

- ・ 檜山道立自然公園かもめ島の整備

⑥ 公営住宅・宅地

- ・ 既存町営住宅の長寿命化型改善及び修繕
- ・ 町営住宅の管理戸数の適正化

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	下水道接続(公共施設)	町	
		下水道管理センター長寿命化改修	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	焼却施設改修	南部松山衛生処理組合	
	(5) 消防施設	消火栓改修	行政組合	
消防自動車更新		行政組合		
(6) 公営住宅	公営住宅長寿命化型改善	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合をはかりながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

①水道施設

上下水道施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努める。

②消防施設

長寿命化を図ることを前提に、修繕による対応を中心に実施する。

③公園

担当係による毎月の点検、遊具メンテナンス業者による年1回の専門点検を実施し、安全に遊具を利用できるよう管理し、予防保全型の維持管理に努める。

そのほか、公園内の設備等についても、老朽化の状況を点検により把握し、安全配慮の視点から撤去、修繕、更新等の方針を決め計画的に実施する。

④公営住宅

「江差町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、将来人口を踏まえた管理戸数の適正を図ることを基本に、耐用年数を経過した老朽住宅の廃止または建て替え、耐用年数を経過していない住宅については長寿命化または改修を計画的に進め、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

当町の65歳以上人口は平成12年の国勢調査で2,391人（比率21.8%）に対して、平成27年の国勢調査では、2,839人（比率34.4%）と、高齢化が進み3人に1人以上が高齢者で占められている。令和2年度末の住民基本台帳における65歳以上の人口2,802人のうち、要介護（支援）認定者が574人（20.5%）となっている。

江差町における高齢者福祉施設・介護保険施設は、養護老人ホーム（70床）、特別養護老人ホーム（130床）、ケアハウス（20床）、介護老人保健施設（80床）、グループホーム（27床）、有料老人ホーム（12床）、があるほか、在宅サービスは、訪問介護（2事業所）、訪問看護（2事業所）通所介護（4事業所）、認知症対応型通所介護（1事業所）、短期入所生活介護（2事業所）、通所リハビリテーション（1事業所）、短期入所療養介護（1事業所）と、施設サービス・在宅サービスともに介護サービス基盤が整備されている一方で、高齢者一人当たりの介護保険サービス利用料が全国・全道平均を上回る状況となっている。

また、高齢者に対する支援機能や、地域における交流機能を総合的に実施するため「高齢者生きがい交流センター」、在宅介護の拠点施設としての「在宅型総合福祉施設」を町立により整備しているほか、町内の集会施設等10か所を介護予防拠点施設として整備・位置づけし、地域における介護予防活動の取り組みの推進を図っている。

また、高齢者だけではなく誰もが健康で住み慣れた地域に、お互いが支え合い自分らしく自立し安心して暮らしていくことが出来る地域社会の形成が必要不可欠であることから、その実現に向けて医療介護の連携推進、認知症対策、地域ぐるみでの介護予防・健康づくりや生活支援事業、生きがい対策・社会参加を促す取り組みを充実させることで、「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることが必要である。

【65歳以上人口構成比】

年度	S40	S45	S50	S55	S60	H02	H07	H12	H17	H22	H27
江差町	6.6	7.3	9.2	11.1	12.6	15.0	18.0	21.8	26.4	30.4	34.4
過疎地域 (全道)	5.3	6.9	9	11	13.5	17.2	21.4	24.7	28.1	30.1	35.1
過疎地域 (全国)	8.5	10.6	12.7	14.8	17	20.6	25.1	29.5	30.4	33.2	36.7
全道	4.8	5.8	6.9	8.1	9.7	12	14.8	18.2	21.5	24.7	29.1
全国	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12	14.5	17.3	19.2	22.8	26.6

(国勢調査)

【高齢者世帯の推移】

年度	世帯数	世帯内訳(全世帯構成比)									
		一般		高齢者		単身者		夫婦とも		その他	
		世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率
S55	4,398	2,464	56.0%	967	22.0%	219	5.0%	243	5.5%	505	11.5%
S60	4,373	1,881	43.0%	1,226	28.0%	232	5.3%	277	6.3%	757	17.3%
H02	4,332	1,520	35.1%	1,406	32.5%	400	9.2%	215	5.0%	791	18.3%
H07	4,365	1,729	39.6%	1,318	30.2%	324	7.4%	374	8.6%	620	14.2%
H12	4,523	1,399	30.9%	1,562	34.5%	409	9.0%	453	10.0%	700	15.5%
H17	4,267	945	22.1%	1,661	38.9%	484	11.3%	550	12.9%	627	14.7%
H22	3,939	577	14.6%	1,681	42.7%	558	14.2%	581	14.7%	542	13.8%
H27	3,717	277	7.5%	1,720	46.3%	603	16.2%	770	20.7%	347	9.3%

(国勢調査)

② 児童福祉

本町の15歳未満児童数は令和2年度末現在の住民基本台帳では、552人と昭和45年当時(4,051人)と比較して8割近い減少で、少子化が続いている。

保育所については、定員割れや老朽化に伴い5か所あった保育所の3園を統合改築し、現在3園で運営している。残る2園についても、老朽化が著しくその施設、運営体制の整備が喫緊の課題である。

また、女性の就業傾向が高まり、保育所に対するニーズも多様化しており、通常の保育のほか、延長保育や乳児保育、障がい児保育なども実施している。

近年、子育てに不安や悩みをもつ保護者が増えており、平成15年から日明保育園に地域子育て支援センターを開設している。

留守家庭における小学校児童に対し、放課後対策として町内3か所に学童保育所(うち1か所民営)を開設し、児童の健全育成に努めているところである。

今後は、安心して子育てができるよう良質な保育環境を整備することや、障がいのある児童に対する支援体制の充実、子ども・子育てを地域全体で支援できる環境づくりが急務となっている。

【15歳未満児童数の推移】

年度	S40	S45	S50	S55	S60	H02	H07	H12	H17	H22
人数(人)	4,567	4,051	3,818	3,342	2,955	2,390	1,885	1,540	1,285	1,041

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R02
人数(人)	905	879	866	789	775	728	656	594	552

(平成22年まで国勢調査・平成24～令和2年は3月末住民基本台帳)

【保育所・幼稚園の状況】

区分		整備 年次	当初 定員	定員	入所者数	
					H17	H20
常設 保育所	かしわざい保育所	S48	90	60	37	27
	五勝手保育所	S51	60	60	24	25
	とよかわ保育所	S52	60	60	20	28
	日明保育所	S54	60	35	22	20
	水堀保育所	S47	60	35	24	31
	小計		330	250	127	131
幼稚園	あすなろ幼稚園	S53	90	85	50	29
	江差幼稚園	S42	120	90	67	90
	小計		210	175	117	119
合計			540	425	244	250

区分		整備 年次	当初 定員	定員	入所者数				
					H21	H26	H29	R02	入所率
常設 保育所	かもめ保育所 (3園統合)	H21	100	100	73	68	60	65	65.0%
	日明保育所	S54	60	35	21	16	14	15	42.9%
	水堀保育所	S47	60	35	31	15	19	12	34.3%
	小計		220	170	125	99	93	92	54.1%
幼稚園	あすなろ幼稚園 (R2.3.31 廃園)	S53	90	0	30	18	16	—	—
	江差幼稚園(建替え) 幼保連携型認定こども 園(R2.4.1~)	H23	90	60	74	51	36	35	58.3%
	小計		180	60	104	69	52	35	58.3%
合計			400	230	229	168	145	127	55.2%

(資料：江差町町民福祉課)

③ 障がい者福祉

障がい福祉を取り巻く法体系において、平成 18 年度から「障害者自立支援法」が施行され、平成 25 年 4 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、市町村においても地域社会における共生の実現に向け、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援推進することになった。

また、平成 30 年 4 月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項などを定めた「障害者差別解消法」が施行されたことや同年 6 月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者の「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実が図られることになったことや「児童福祉法」の改正では、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされ、いずれも令和 2 年 4 月から施行された。

障がい別の状況を見てみると、身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在で 541 人と総人口（7,365 人：住民基本台帳）の 7.35%に相当する。また、療育手帳（知的障がい）の所持者は 174 人と、総人口に占める割合は 2.36%に相当し、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 42 人と、総人口に占める割合は 0.57%に相当し、障がい者全体では約 1 割となる。

このような状況の中、障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅でのサービスの充実や社会参加活動として、さまざまな日中活動の場、地域生活への移行の場確保が必要である。

町内にある障害者支援施設や障害福祉サービス事業所においては、就労が困難な障がいのある人に対する訓練を行う就労継続支援 B 型、施設利用者が地域生活に移行する居住の場としての共同生活援助（グループホーム）、障がいのある人やその家族の相談支援の場として相談支援事業所がある。

今後、施設入所者の地域生活移行や自立生活移行のための体制強化を中心に幅広い施策を推進していくことが求められている。

【身体障害者手帳所持者数】（障がい種別）

区分	H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障がい	34	6.3%	36	6.6%	33	6.1%	37	6.8%
聴覚・平衡機能障がい	42	7.7%	41	7.6%	40	7.3%	40	7.4%
音声・言語・そしゃく機能障がい	7	1.3%	6	1.1%	5	0.9%	4	0.8%
肢体不自由・運動機能障がい	328	60.4%	326	59.9%	321	58.9%	321	59.3%
内部障がい	132	24.3%	135	24.8%	146	26.8%	139	25.7%
合計	543	100.0%	544	100.0%	545	100.0%	541	100.0%

【身体障害者手帳所持者数】（等級別）

区分	H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 級	171	31.5%	173	31.8%	183	33.6%	179	33.1%
2 級	79	14.6%	76	14.0%	69	12.6%	68	12.6%
3 級	82	15.1%	83	15.2%	79	14.5%	79	14.6%
4 級	132	24.3%	132	24.3%	135	24.8%	133	24.6%
5 級	49	9.0%	48	8.8%	48	8.8%	49	9.0%
6 級	30	5.5%	32	5.9%	31	5.7%	33	6.1%
合計	543	100.0%	544	100.0%	545	100.0%	541	100.0%

（資料：北海道檜山振興局）

【療育手帳所持者数】（判定区分別）

区分	H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
A判定(重度)	79	45.4%	83	46.4%	85	46.7%	74	42.5%
18 歳未満	4		3		2		1	
18～65 歳未満	58		58		58		55	
65 歳以上	17		22		25		18	
B判定(中軽度)	95	54.6%	96	53.6%	97	53.3%	100	57.5%
18 歳未満	21		17		18		19	
18～65 歳未満	71		72		72		74	
65 歳以上	3		7		7		7	
合計	174	100.0%	179	100.0%	182	100.0%	174	100.0%
18 歳未満	25	14.4%	20	11.2%	20	11.0%	20	11.5%
18～65 歳未満	129	74.1%	130	72.6%	130	71.4%	129	74.1%
65 歳以上	20	11.5%	29	16.2%	32	17.6%	25	14.4%

（資料：北海道檜山振興局）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】（等級別）

区分	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 級	8	18.6%	4	13.3%	8	18.6%	8	17.8%	6	13.9%	5	11.9%
2 級	20	46.5%	17	56.7%	20	46.5%	23	51.1%	26	60.5%	25	59.5%
3 級	15	34.9%	9	30.0%	15	34.9%	14	31.1%	11	25.6%	12	28.6%
合計	43	100.0%	30	100.0%	43	100.0%	45	100.0%	43	100.0%	42	100.0%

（資料：北海道江差保健所）

④ 保健（保健事業計画・地域保健活動）

保健師は7名体制で、平成5年に開設した保健センターを拠点に、母子保健及び健康推進分野での保健活動に加えて、介護保険福祉教育分野との連携の中で活動している。心身ともに充実した自分らしい生活

を送ることができるよう、各種がん検診や特定健診、保健指導、健康づくり、生活習慣改善を目的とした教室の継続・充実と健康意識の向上のための事業が求められる。また、少子化の中、孤立せず子育てを楽しむことができる支援の継続と体制強化が求められる。

(2) その対策

① 高齢者福祉（介護保険）

- ア. 高齢者福祉サービスと介護保険サービスの基盤の整備
- イ. 高齢者福祉サービスの質的向上
- ウ. 積極的な社会参加の促進
- エ. 認知症高齢者支援の推進
- オ. 高齢者の権利擁護と安全国保に向けた取組みの推進
- カ. 高齢者住まいの整備促進
- キ. 介護予防の総合的推進
- ク. 地域包括ケア体制の整備

② 児童福祉

- ア. 保育所
 - ・老朽化等に伴う北部保育園の統廃合の検討
 - ・子育て世帯への経済支援（保育無償化、給食費一部助成等）
 - ・子どもの居場所づくり（屋内外の施設の整備等）
 - ・貧困対策の推進（学習支援、生活支援、経済支援、就労支援）
 - ・要保護児童対策の推進

③ 障がい者福祉

- ・地域生活支援拠点の整備
- ・子ども発達支援センター運営強化及び通所交通費助成支援
- ・相談支援体制の充実、強化
- ・障がい者虐待の防止

④ 保健

- ・子育て支援対策の充実
- ・健康推進事業の充実
- ・健康意識向上のための事業の展開
- ・介護保険や福祉との連携推進

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	子育て支援センター	子育て支援センター整備	町	
	(4) 介護老人保健施設	老人保健施設建設費補助 ・カタセルえさし建設元利補助	医療法人	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	子ども医療費助成 【事業内容】 ・少子化対策として高校卒業までの子どもの医療費負担分を全額助成する。 【必要性】 ・子どもの健全な育成、児童福祉の向上を図る必要があるため。 【効果】 ・子育て世代の負担軽減により子育て環境の充実を図ることができる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合をはかりながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

各保育所については、園児数の減少に伴う統廃合を検討し、多機能を加えた複合化も視野に入れながら検討する。

養護老人ホームについては、民間への移譲を行い、令和2年度に建て替えが完了した。

それ以外の施設については、償却が進む中で統廃合や建て替えも視野に入れ、その施設ごとに合わせた活用方法の幅を検討し、機能的かつ効果的な公共施設の運営を行い持続的発展に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療

町内の医療機関は病院2、診療所5、歯科診療所4となっているが、そのうち、道立江差病院が精神神経科48床の新設により198床のセンター病院として、平成10年6月に供用開始し、地域センター病院として、南檜山第2次医療圏の中核を担っている。改築整備後は、圏域の医療機能は大きく前進しているものの、平成26年9月から看護師確保が難しくなり、運用病床152床に変更し運用している。

医師や看護師等医療従事者の確保は喫緊の課題であり、特に、医療行為の高度化に伴って医療現場で求められる正看護師の養成は、過疎医療の維持、向上にとって不可欠な課題である。平成10年4月から道立江差高等看護学院が開設されたが地域での就労に結び付かない現状があり、今後地域での就労・地元定着に向けての支援体制強化が求められる。また、地域センター病院としての機能維持、向上のためには、

専門医の常勤化や医師の長期固定化が課題となっており、医師確保への対策が重要である。

地域の要望の高かった脳神経外科の診療所も道立江差病院に隣接し整備され、脳外科治療と寝たきりの原因となる脳血管疾患の予防と早期発見のため脳神経科診療体制に加えて、第3次医療圏も含めた病病連携と病診連携を効果的に進めるためのインターネットを活用した情報共有体制の整備、高規格装置配備の救急車の配置、また、道南ドクターヘリの運用も開始され、過疎地域での救急医療充実が整いつつある。

人口減少による疾病構造の変化を見据え、南檜山圏域全体で将来に渡り持続可能な地域医療体制の構築に向けた取組みを推進していくことが必要である。

人口減少や、それによる疾病構造の変化に対応する地域医療体制の構築が求められており、第2次医療圏域全体で将来に渡り持続可能な医療提供体制の構築に向け、「地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワーク」の取組みを推進していく必要がある。医療介護の専門職確保が困難な状況ではあるが、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、地域医療を守ることは地域住民の生活を守ることに直結することであるため、地域全体で1次医療・2次医療を支援する体制が求められる。

【檜山南部医療圏の医療施設等】（平成29年10月）

	病院	一般診療所	歯科診療所	計	病床数
江差町	2	5	4	11	262
上ノ国町	—	3	2	5	38
厚沢部町	1	1	1	3	69
乙部町	1	1	1	3	62
奥尻町	1	3	1	5	54
計	5	13	9	27	485
全道	561	3,384	2,934	6,879	100,790

（平成29年度北海道保健統計年報）

【檜山南部医療圏の保健医療従事者の状況】

	医師	歯科医師	看護師 ※准看を含む	人口10万人当 りの医師数	100床当りの 看護師数 ※准看を含む
江差町	19	4	177	234.0	67.6
上ノ国町	2	3	12	42.5	31.6
厚沢部町	3	1	24	75.9	34.8
乙部町	2	—	22	52.1	35.5
奥尻町	4	2	24	152.7	44.4
計	30	10	259	111.4	53.4
全道	13,309	4,440	76,904	248.7	73.5

※「医師数」「歯科医師数」「人口10万人当りの医師数」平成29年10月（平成29年度北海道保健年報）

※「看護師数」平成28年3月（平成27年版道南地域保健情報年報）

※「100床当りの看護師数」は表6-1「病床数」表6-2「看護師数」を用いて計算

(2) その対策

ア. 道立江差病院の2次医療機能の整備充実

- ・総合診療科医の常勤化
- ・小児科医、精神科医の常勤体制維持
- ・循環器内科医、整形外科医の複数化
- ・消化器内科医の常勤化
- ・看護師の確保

- ・かかりやすい病院となるような支援体制（病院ボランティア等）
- イ． 地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワーク事業の推進
- ウ． 第1次医療体制の充実
- エ． 休日夜間救急診療体制の整備
- オ． 道立高等看護学院を含む看護師養成校卒業者の地元定着促進
- カ． 脳疾患救急搬送特別支援補助の実施
- キ． 道立病院医師確保及び資質向上支援
- ク． 地域医療連携システム運営補助（改修補助）

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	その他	看護師等育成確保対策	町	
	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	その他	脳疾患救急搬送特別支援補助	医療法人	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	道立江差病院医師確保対策 【事業内容】 ・道立江差病院の医師に対して医療研究に必要な資金の貸与を行う。 【必要性】 ・医師の不足や資質向上への対応を図る必要があるため。 【効果】 ・医師の確保を図ることで、地域医療の確保・充実が期待できる。	町	
その他	地域医療連携システム運営補助 (改修補助) 【事業内容】 ・連携市町の医療機関に設置されている情報共有のためのシステム改修に対する運営支援。 【必要性】 ・広域医療体制の充実を継続して図る必要があるため。 【効果】 ・改修を行うことで、連携市町の医療機関が患者の医療情報を得て個々のケースに即応した治療が可能となり、医療体制の充実が図られる。	医療機関		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合をはかりながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 小中学校教育

当町には、町立小学校3校、町立中学校2校があり児童生徒数は378人（令和3年5月）で一部の小学校において普通学級の複式編制が行われるなど児童生徒数の減少が続いている。令和3年度から5か年を計画期間とする江差町教育推進計画において「ふるさと江差に心の向く教育の推進」を目標に掲げ、基礎・基本の定着と確かな学力の育成等はもとより、新しい時代に対応した教育課題として、「学校の新しい生活様式」を踏まえた教育課程の編成、ICT機器を活用した授業づくり、新学習指導要領の理念の具現化、教員の「働き方改革」の確実な推進を掲げている。

また、特色ある教育活動として小中一貫教育や小中連携教育、ふるさと教育の充実、特別な支援や配慮を要する児童生徒の増加を踏まえた特別支援教育の充実、学校の組織力の強化と教職員の質の向上などの取組みを継続していく必要がある。

教育施設では、老朽校舎等の整備を計画的に進めるほか、教職員の住宅整備については、老朽化に伴う空き室が増えているため、今後の教職員住宅のあり方について検討が必要になっている。

【学校別児童・生徒数の状況】（令和3年5月1日現在）

区分	学年別児童・生徒数(人)								前年度 児童生 徒数	前年度 増減率	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 支援	計			
小学校	江差	20	16	15	25	17	20	8	121	124	▲2.4%
	南が丘	7	10	8	6	12	10	4	57	66	▲13.6%
	江差北	5	13	7	6	10	9	9	53	58	▲8.6%
	小計	32	39	30	37	39	39	24	231	248	▲6.9%
中学校	江差	32	36	30	—	—	—	6	107	109	▲1.8%
	江差北	6	36	11	—	—	—	2	40	44	▲9.1%
	小計	38	14	41	—	—	—	8	147	153	▲3.9%
合計	5校								378	401	▲5.7%

(学校基本調査)

② 幼児教育

令和元年度末で町立幼稚園を廃園とし、令和2年4月より私立幼稚園（定員60名）が幼保連携型認定こども園として運営が始まった。今後ますます少子化の進展がみられる中、町立保育所も含めた中での就学前児童のあり方について検討が必要である。

③ 高校教育

檜山第一学区（江差・上ノ国・厚沢部・乙部）には道立高等学校が2校ある。

中学卒業生数の減少や卒業生の一部が函館等の管外高校へ進学することによる間口削減の懸念は強い。

高等学校教育の一層の充実が求められていることから、魅力ある高校づくりに向け、高校、地域、教育委員会等が連携して検討を進めるなど、対策が必要である。

④ 生涯学習（社会教育・スポーツ・図書館）

学習に対する町民要望の高まりと学校週5日制により、少年期からシニアにいたる各ステージでの学習推進体制は整いつつある。

平成15年度に完成した総合運動公園は、テニスコート・野球場・陸上競技場・サッカー場等の機能を有しており合宿や各種大会が開催されているが、各施設とも供用開始から年月を経ていることから劣化が進んでおり、令和2年度に策定した長寿命化計画に基づき計画的な修繕を推進する必要がある。

平成元年国体ヨット競技が開催されたマリーナでのマリンスポーツ等、恵まれた施設を生かして各種大会やスポーツ合宿の誘致に努めなければならないが、宿泊施設の整備が大きな課題である。

文化会館に併設されている図書館は、効率の良い図書館運営を進めるため令和3年度に図書館業務をシステム化し、蔵書管理やWEBによる検索・予約に対応できるように、利用効率の改善を図る予定である。

また、町内全域サービスのために運行している移動図書館車は平成4年度に導入したもので老朽化が進んでいる。

図書館のシステム化に伴う利用者ニーズに合わせ、車両の更新等を含めて移動図書館車の在り方について検討をしていく必要がある。

集会施設は平成8年に南が丘集会施設を、平成10年には円山緑丘地区の集会施設を整備し、更に平成12年度には陣屋団地集会施設整備を行い、概ね地区毎の整備は終了したが、既設の集会施設については、適正な維持補修の実施が必要であり、低利用公共施設の多目的利用等の有効活用策の検討が必要である。

(2) その対策

① 小中学校教育

- ・老朽校舎等の整備
- ・小中一貫教育、小中連携教育、ふるさと教育、特別支援教育、ICT教育等の充実強化
- ・教職員住宅の整備並びに教職員住宅のあり方の検討

② 高等学校教育

- ・檜山学区全体での間口維持方策の検討

③ 生涯学習及び集会施設

- ・公共施設管理の外部委託化の検討
- ・運動公園機能の長寿命化
- ・移動図書館車更新の検討
- ・集会施設等の適正な維持管理の推進

④ 学校給食施設

- ・学校給食センターの移転改築

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	江差小学校屋上防水改修整備	町	
		江差小学校 PCB 廃棄物処理	町	
		小中学校施設空調設備整備	町	
	屋内運動場	南が丘小学校体育館等改修	町	
教職員住宅	教職員住宅整備	町		
給食施設	江差町・上ノ国町学校給食センター 改築整備	学校給食組合		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合をはかりながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

江差北中学校の体育館について、耐用年数を経過していないものの、劣化等による雨漏りや壁面の崩落等が進んでいることから、長寿命化を図るため改修を進めていく。

また、江差小学校に併設されているあすなろ幼稚園については、廃園後のスペース利活用を検討していく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の小規模集落は農漁業を中心に集落形成された経緯があり、取り巻く経済情勢の厳しさを反映してその地盤沈下が激しく、とりわけ高齢化が顕著である。

しかし、道立江差病院の移転を契機に柳崎・伏木戸地区が大きく変貌しており、特別養護老人ホームと養護老人ホームが同地区に移転したほか、市街地での高い地価を避け郊外地での宅地需要も高く、尾山・田沢地区も宅地分譲や老人保健施設・福祉施設の整備に併せ集落の様相も大きく変わってきた。

また、道道小黒部鍼川線の拡幅改良にともない、水堀・越前地区の道路事情も改善されてきている。しかし、柏町～楸川町間の集落間道路等、小集落の基本的な日常生活基盤に対する課題が残っているところもあり、全町的なバランスある発展を図るための施策が必要である。

【小規模集落の現状】（令和2年度末現在）

地区	戸数		地区	戸数		地区	戸数	
	H26	R02		H26	R02		H26	R02
楸川	27	27	伏木戸	140	151	小黒部	72	70
大澗	29	24	柳崎	186	206	朝日	41	41
泊	67	56	水堀	201	188	鍼川	51	47
尾山	76	76	越前	48	47	五厘沢	15	12
田沢	85	83	中網	27	23			

（住民基本台帳：世帯数）

(2) その対策

- ・ 定住促進団地の整備計画
- ・ 集落支援対策の検討

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 地域文化（文化振興・文化財）

平成2年、大ホール（734席）と小ホール、図書館を備えた文化会館を建設したことにより、各種文化芸能・芸術の鑑賞機会を飛躍的に高めることができたことはもとより、全道及び全国レベルの大会の開催を可能とし、コンベンションホールとしても利用されている。

檜山で唯一の総合文化会館は、江差町民に限らず広く近隣町民にも活用されているが、更なる施設の有効活用を図る必要がある。

今では日本を代表する民謡の一つであるといわれる江差追分においては、戦後まもなく発足した江差追分会の地道で粘り強い活動によるものである。令和2年度会員数2,837名を誇る江差追分会は、国内はもとより海外にも支部があり、地域文化を国内外に発信し、発展と普及に寄与している。

江差追分会の活動は江差町民の「宝」であり、全国に誇りうる江差町民の地域文化の結実である。今後は更にこの活動を推進する必要がある。

江差町では、平成29年3月『江差町歴史文化基本構想』を策定した。この構想は古くから継承されてきた地域の歴史文化を見つめ直し、総合的な文化遺産の保存・活用を行いながら、地域の活性化に繋げていくための考え方を示している。

江差町内には、国指定2件、北海道指定12件、江差町指定32件の指定文化財があり、65か所の埋蔵文化財包蔵地が登録されている。

『江差町歴史文化基本構想』では、このような指定や登録を受けている文化財だけでなく、未指定や文化財保護法の考え方に当てはめることが難しい文化財についても幅広く文化遺産としてとらえることとしている。また文化遺産を個別にではなく、いくつもの文化遺産を関連付けたストーリーとして捉えることとしている。

例えば、江戸時代から明治時代へと移り変わる時に北海道南部で起こった箱館戦争に関して、開陽丸の遺跡と遺物、台場跡、新政府軍墓地、古文書、伝承など様々な文化遺産が遺されている。それらの文化遺産を個別にではなくストーリーとしてまとめ捉えることで、一括しての保存・活用を図ることが求められる。

そのためには、文化遺産の正確な把握、担い手の確認、展示など活用の場について計画的に取り組んでいくことが必要となる。

(2) その対策

① 地域文化

- ・ 江差追分会の充実強化
- ・ 江差追分の国指定文化財昇格の促進
- ・ 無形民俗文化財の保存伝承
- ・ 文化会館の有効活用策

- ・開陽丸青少年センターの引揚遺物の有効活用
- ・道指定有形民俗文化財「江差姥神町横山家」の保存と活用
- ・文化財建造物の保存と活用
- ・文化会館長寿命化改修

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	
10 地域文化の振興等	(3) その他				
			江差追分会補助	民間	
			開陽丸青少年センター補助	民間	
			文化会館屋上防水改修	町	
			文化会館屋根・外壁改修		

(4) 公共施設等整備計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合をはかりながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

地域コミュニティの活動の場となる地域集会施設については、建築年度が古いものが多く、老朽化が進んでいるものもあるが可能な限り既存の施設の維持管理に努め、老朽化の状況と利用状況、住民ニーズに応じて長寿命化を柱に建て替えや統廃合、複合化等を検討し、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い地域の持続的発展に努める。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

① 地域エネルギーの開発導入の促進

風力発電施設については、風が年間を通して強いという、当町の自然特性を生かした地域エネルギーの一層の開発利用を進める。平成 10 年に五厘沢地区に民間企業が 400 kW 級 2 基の風力発電施設を、さらに平成 14 年 4 月には元山地区に第 3 セクター方式で 750 kW 級 28 基 (21,000 kW) の風力発電施設を建設し、売電を行ってきたが、耐用年数の経過でそれぞれ令和 2 年度に営業を終え解体。

現在、大型風車は民間企業により平成 23 年に水堀地区を中心に建設した 2,000 kW 級 10 基の風力発電施設が稼働している。

また、令和 3 年 1 月には、洋上風力に関する情報の共有や、その必要性、課題等を協議することを目的とした、檜山管内洋上風力連絡協議会が設立され、今後の取組み等を確認するとともに、再生エネルギー海域利用法に基づく促進地域の指定に係る国への情報提供書類を北海道へ提出している。江差町としては、今後、協議会での議論や、地域の方々や議会などの意見を確認しながら推進していくこととし、今後の事業化についても検討していく。

太陽光発電施設については、平成 26 年には柳崎地区に 1,100 kW 級の太陽光パネル施設、平成 27 年には五厘沢地区に 1,000 kW 級の太陽光パネル施設と、新たな再生可能エネルギー資源として遊休農地を活用した、太陽光発電施設の民間事業者により事業化されている。

(2) その対策

① 地域エネルギー開発導入の促進及び支援対策

- ・風力発電、太陽光発電等自然エネルギーの活用

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 広域連携

同じく過疎化の波にもまれているそれぞれの町が、単独で課題を克服するには自ずと限界があり、それぞれの町が機能を補完し合うという視点が必要である。

従って、基礎自治体としての市町村の「あり方」を検討し、新しいまちづくりを真摯に模索し、広域連携の具体的方策を検討する必要がある。

② 土地利用計画

令和2年3月に「江差町都市計画マスタープラン・江差町立地適正化計画」を策定し、「歴史や文化を活かし、多世代が気軽に集まって交流する回遊型のまちなかづくり」「地域の木綱を感じながら、安心して暮らし続けることのできる居住地づくり」「都市機能の利用を円滑にする持続的な移動ネットワークづくり」「農林水産業の振興や都市・地域の健全な発展を促す“適材適所”の土地利用の実現」を基本目標として、中心市街地における公共施設等の跡地や民間を含めた空き地利用対策を含め、安全で快適な生活環境の整備と町域の均衡のとれた発展を期するため適切で合理的な土地利用を推進する。また、若者定住対策を含め、町有地の有効活用が求められている。

③ 交流ネットワーク

江差町はその歴史文化の育みの中から、北前船や江差追分をテーマにした全国交流を行ってきた。過疎地域の戦略が交流人口の増にシフトしている現代、江差町はその素地を充分もっていると言っても過言ではない。

行政レベルだけにとどまらず町民レベルにまで交流が浸透し、文化や歴史が息づく交流とさせ、真のネットワークに発展させる必要がある。

(2) その対策

① 広域連携

- ・地域重点プロジェクトの積極的推進
- ・広域連携の取組み推進

② 土地利用計画

- ・江差町都市計画マスタープラン及び江差町立地適正化計画の推進

② 交流ネットワーク

- ・友好都市提携能登半島（珠洲市）との交流促進

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項		町有施設PCB廃棄物処理業務	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合をはかりながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	<p>子育て世帯マイホーム取得助成事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>・住宅を取得した子育て世帯に対し助成金を交付し、定住の促進及び地域経済の活性化を図る。</p> <p>【必要性】</p> <p>・地域活力維持のため人材の定着化・定住を推進し、町の活性化を図るため。</p> <p>【効果】</p> <p>・転出者の抑制などの定住促進効果による住みやすいまちづくりの推進と町内業者を活用した助成制度による地域経済の活性化が図られる。</p>	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6次産業化	<p>特産品開発・販売促進対策推進</p> <p>【事業内容】</p> <p>・特産品開発への支援、アンテナショップ運営補助、物産展等への参加。</p> <p>【必要性】</p> <p>・地場製品のブランド化、PR、販路拡大を図る必要があるため。</p> <p>【効果】</p> <p>・地場製品ブランド化や販路の拡大により地域経済の活性化が期待できる。</p>	町	
	企業誘致	<p>企業誘致及び雇用奨励</p> <p>【事業内容】</p> <p>・条例に基づき事業所の新設又は増設、新規雇用に対し助成を行う。</p> <p>【必要性】</p> <p>・産業経済の発展及び雇用機会の拡大を図る必要があるため。</p> <p>【効果】</p> <p>・雇用の創出・維持及び地域経済の活性化が期待できる。</p>	町	
	その他	<p>江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>・住宅リフォームに関する商品券を販売し、地域経済の消費喚起に資する。</p> <p>【必要性】</p>	商工会	

			<ul style="list-style-type: none"> ・住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図る必要があるため。 【効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上及び地域経済の活性化が期待できる。 		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)	過疎地域持続的発展特別事業			
		基金積立	子ども医療費助成 【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策として高校卒業までの子どもの医療費負担分を全額助成する。 【必要性】 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全な育成、児童福祉の向上を図る必要があるため。 【効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の負担軽減により子育て環境の充実を図ることができる。 	町	
7 医療の確保	(3)	過疎地域持続的発展特別事業			
		基金積立	道立江差病院医師確保対策 【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・道立江差病院の医師に対して医療研究に必要な資金の貸与を行う。 【必要性】 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の不足や資質向上への対応を図る必要があるため。 【効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の確保を図ることで、地域医療の確保・充実が期待できる。 	町	
		その他	地域医療連携システム運営補助（改修補助） 【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・連携市町の医療機関に設置されている情報共有のためのシステム改修に対する運営支援。 【必要性】 <ul style="list-style-type: none"> ・広域医療体制の充実を継続して図る必要があるため。 【効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・改修を行うことで、連携市町の医療機関が患者の医療情報を得て個々のケースに即応した治療が可能となり、医療体制の充実が図られる。 	医療機関	